

平成28年第3回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (6月7日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長挨拶	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
一般質問	7
北 條 利 雄 君	7
宗 田 雅 之 君	23
京 條 英 征 君	34
遠 藤 貴 人 君	40
関 根 政 雄 君	45
前 田 武 久 君	54
報告第2号～報告第3号の上程、説明、質疑	61
議案第56号～議案第58号の上程、説明、質疑、採決	62
議案第59号～議案第65号の上程、説明	65
散会の宣告	70

第2号 (6月9日)

議事日程	73
------	----

本日の会議に付した事件	7 3
出席議員	7 3
欠席議員	7 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 4
職務のため出席した者の職氏名	7 4
開議の宣告	7 5
議事日程の報告	7 5
議案第 5 9 号～議案第 6 5 号の質疑、討論、採決	7 5
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
閉会中の継続審査申し出について	7 8
閉会の宣告	7 9
署名議員	8 1

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成28年第3回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成28年6月7日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について
提案理由説明・質疑
- 日程第 5 報告第 3号 白河地方土地開発公社の経営状況について
提案理由説明・質疑
- 日程第 6 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて(鮫川村税条例等の一部を
改正する条例)
提案理由説明・質疑・採決
- 日程第 7 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて(鮫川村国民健康保険税条
例の一部を改正する条例)
提案理由説明・質疑・採決
- 日程第 8 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度鮫川村一般
会計補正予算(第1号))
提案理由説明・質疑・採決
- 日程第 9 議案第59号 平成28年度鮫川村一般会計補正予算(第2号)
提案理由説明
- 日程第10 議案第60号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算
(第1号)
提案理由説明
- 日程第11 議案第61号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算
(第1号)
提案理由説明

日程第12 議案第62号 平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第13 議案第63号 平成28年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第14 議案第64号 平成28年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第15 議案第65号 平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
6番	京條英征君	7番	前田雅秀君
8番	関根政雄君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
企画調整課長	鏑木重正君	住民福祉課長	鈴木眞理子君
農林課長 併任農業委員会 事務局長	村山義美君	地域整備課長	渡邊敬君
教育課長	鈴木守弘君		

職務のため出席した者の職氏名

議 会 齊 藤 利 己
事 務 局 長

書 記 矢 吹 かおり

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年第3回鮫川村定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、斉藤利己君。

○事務局長（斉藤利己） 諸般の報告をいたします。

報告第2号から報告第3号までの報告2件及び議案第56号から議案第65号までの10議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

本議会に村長及び教育委員会教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。受理しました陳情書は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

次に、議員派遣及び出張関係であります。

初めに、議員派遣であります。5月20日、福島県町村議会広報研修会のため議員5名を郡山市に、5月20日、東白衛生組合議会第2回臨時会のため北條利雄議員を埴町に、5月26日から27日、東白衛生組合議会管理者等視察研修のため北條利雄議員を新潟県新潟市に、それぞれ派遣しました。

出張関係であります。4月20日、平成27事業年度白河地方土地開発公社決算審査のため議長が白河市に、4月26日、平成28年度県南地方町村議会議長会連絡協議会総会のため議長が矢吹町に、4月27日、平成28年度第1回東白川地方町村議会議長会定例会のため議長が棚

倉町に、5月9日から10日、福島県町村議会議長会理事・監事合同会議のため議長が福島市に、5月13日、白河地方広域市町村圏整備組合、圏域市町村長並びに代表議長会議のため議長が白河市に、5月20日、平成28年第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会のため議長及び副議長が白河市に、5月22日、泉崎村役場新庁舎落成記念式典祝賀会のため議長が泉崎村に、5月30日から31日、平成28年度町村議会議長・副議長研修会のため議長及び副議長が東京都に、6月6日、福島県町村議会議長会平成28年度定期総会のため議長が福島市に、それぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第3回の鮫川村議会定例会の開催に当たり、全議員ご出席のもとに開催できますことを御礼を申し上げます。

議員の皆様には、小学校の運動会、そして29日の館山公園の草刈りボランティア作業に参加をいただきまして、ありがとうございました。草刈りのボランティア作業には50人を超える参加者がありました。また、当日都合が悪い方は前日にもボランティア作業、草刈り作業をしていただいたということでもあります。大変、館山公園に愛着を持っておられる方々が多くなったのではないかと思います。18年に始まりました館山公園の整備も10年を数えました。ようやく他町村からも何だというほど不思議がられる、とてもあちこちに好感の持てる場所もできたようであります。大変うれしく思っているところであります。

さて、27年度の村税についてであります。大変厳しい環境の中で納税組合取り扱いにつきましては、継続完納59カ年を達成することができました。完納に向けてご協力いただきました区長さん初め副区長さん、納税組長さん、そして全納税者の皆様方に心より御礼を申し上げます。

ことしで継続完納調査、区が、60年を迎えたのが中野区と西野区と青生野区になります。来年は東石が60年を迎えます。すると鮫川全区が60年継続完納ということになります。

大変厳しい中ではありますが、それぞれご協力をお願いするところであります。

次に、さきの議会で質問がありましたさざり荘の利用の促進と子育て世帯の支援、親子の触れ合いの場の提供を目的としましたさざり荘の無料入浴券の件であります。この7月1日を基準日として1世帯につき2枚の親子ふれあい入浴券を交付することといたしました。7月中旬までには該当するご家庭に配付する準備をしているところであります。給付対象者は村に住所のあるゼロ歳から18歳までの子供を給付対象者とし、同居する保護者を対象に給付させていただきます。ですから、1世帯に子供1人の場合は2枚です。2人の場合には4枚、18歳未満の方が3人いる場合には6枚の交付ということになります。若い世代の皆さんにご利用いただければという思いでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

さて、今定例会でご審議いただく議案であります。報告案件が2件、専決処分承認を求め案件が3議案、平成28年度の会計補正予算、一般会計等6つの会計を合わせまして7議案であります。合計10議案と2件の報告案件であります。

十分にご審議をいただき、原案に賛同いただきますようお願い申し上げ、ご挨拶にかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これで、村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

5番 関 根 英 也 君 及び

6番 京 條 英 征 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告

を申し上げます。

去る5月26日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議をいたしました結果、会期については本日から6月9日までの3日間とし、日程につきましてはお手元に配付してある日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から6月9日までの3日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第3、一般質問を行います。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 順番に発言を許します。

3番、北條利雄君。

〔3番 北條利雄君 登壇〕

○3番（北條利雄君） 6月定例会におきまして、私のほうから3点につきまして一般質問をしたいと思っております。

なお、質問に先立ちまして、熊本地震により被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興がなされ、日常生活を取り戻すことを願っております。

それでは、質問させていただきます。

1点目でございますが、産業おこし、起業の促進についてでございます。

人口減少と高齢化の進行により、地域活性化が低下し、厳しい状況にあります。農林業の著しい衰退とも相まって、地域の経済は停滞の度合いも強まっております。過疎地域自立促

進特別措置法の過疎対策の目標に、起業の促進が盛り込まれております。豊かな地域資源を活用しつつ、個々には小規模であっても、多種多様なアイデアをもとにした産業おこし、起業の可能性が高まりつつあります。産業情報化や交通通信体系の整備、価値観の多様化や自然志向の高まりといった時代の潮流の変化が新しい産業を興す追い風にもなっております。

本村でも、地域創生先行型事業で鮫川村産業おこしプロジェクトが組織され、先般、代表から組織編、アクションプラン編の研修を受講しました。幅広い角度から検討協議がなされ、着眼点や考え方、地域資源の発見、事業モデルも提案されております。参加されているプロジェクト構成員のご努力に感謝申し上げたいと思います。

今後の起業促進を図る上で、これさえやれば大丈夫という絶対の定番的な手法はあり得ないと考えております。最初は小さく始め、反応を見きわめ、手直ししながら徐々に大きく育てる、取り組みから喜びを見出す、これらが地域にしっかりと根づいた活力をつくり出すものと考えております。

本村の振興計画や総合戦略、過疎地域自立促進特別措置法等を踏まえ、地域を元気にする産業おこし、起業の促進の実効性を高めるための基本的な考え方と流れ、手順と要点、組み立て方、支援制度のご所見を村長にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條利雄議員の産業おこしについての質問にお答えを申し上げます。

まず、第4次の鮫川村振興計画の中に掲げました8つの重点構想の1つに、多様な働き方があります。伝統食や生活文化を掘り起こし、まめな仕事をたくさん作り出す、定住を促進するというものであります。また、鮫川村総合戦略の中では、産業おこし特産品開発プロジェクトや、環境公社設立による農村環境維持プロジェクト、小さな仕事づくりプロジェクトなど、仕事づくりにかかわるプロジェクトを計画しています。

企業誘致に頼った外発型の産業おこしは、現代のグローバル社会の中においては企業は企業の都合でより条件のよい地域へ移動するリスクを隣り合わせであることは、昨今、私たちの身近なところで起きている事例からも明白であります。むしろ、事業規模は小さくとも、地域の内発的な創業を誘発するほうが、住民ニーズに根差した産業が生まれる可能性が高く考えられます。

また、近年、少子高齢化、育児教育問題、ひきこもり、ニート支援、障害支援、環境保護、地域コミュニティー再開発など、解決されなければならない社会的課題をビジネスの手法で解決していくソーシャルビジネスやコミュニティービジネスと言われるビジネスが生まれてきています。

議員ご指摘のように情報化の進展、交通通信体系の整備、価値観の多様化や自然志向の高まりといった時代の潮流の変化が新しい産業を興す追い風になっていることは間違いのないところだと思います。

地方創生先行型事業でありました鮫川村産業おこしプロジェクトは、地域資源を活用し、鮫川村を日本で一番幸せな村にしようとする壮大な計画であります。プロジェクトの中に組み込まれている一つ一つのアイデアは頑張れば実現できそうな、そんなものばかりであります。村としても、この産業おこしプロジェクトの成果を生かすべく、プロジェクトの中で提案されましたアイデアの一つである、まきボイラーで温度をとる花の苗の栽培施設を整備し、そこで花の苗を育てて、その苗で館山公園にフラワーガーデンを整備するという事業計画を地方創生加速化交付金の2次募集に応募するため、現在国や県と事前協議をしながら準備を進めています。これが実現すれば、新たな仕事の創出につながると思います。

産業おこしプロジェクトで提案された中には、いずれも頑張れば実現可能なもののように思いますが、問題は誰がやるかであります。誰が参加者になるかであります。初めから個人や団体が自力で実施できればよいと思いますが、難しいのではないのでしょうか。物によっては村が施設や設備を整備し、運営については希望する個人や団体にやってもらう、いわゆる公設民営で実施したものがよいというものもあります。

また、起業、創業を希望する人たちが集まって、新しい特産品の開発などについて自由に意見を交換したり、自分のアイデアにこの指とまれ方式で賛同者を集めたりできるサロンのような情報交流の場をつくっていききたいとも考えています。そして、そこに経験と知識を有するコーディネーターを配置し、情報交換、交流、勉強会などを通じて、稼ぐ人、稼ぐ力を地域で組織的に育成するプラットフォームに発展させていきたいと考えています。

企業、創業に対する財政的な支援制度としては、国の第2創業促進補助金などがありますが、いずれも補助要件が高く、採択を受けるのは簡単ではないと思います。また、運転資金、設備資金等の融資制度としては、県の起業家支援保証制度などがあります。また、身近なところでは商工会も起業、創業に関する支援を行っております。事業計画、資金計画、許認可手続等について指導や助言を受けることができます。

また、平成21年に本村を含む県南地方の市町村や企業など28団体が出資して設立しました一般社団法人産業サポート白河は、白河地方の企業に対する経営相談、人材確保、育成、企業間の取引あっせん、産学官連携起業家支援等を実施する産業支援機関であります。最近には特に若者や女性の起業、創業支援事業に力を入れており、専門の相談員や地元金融機関から派遣されている支援員を設置し、支援相談体制を強化しています。産業サポート白河が開催する起業、創業希望者向けのセミナーに参加したり相談したりするのも一つの方法ではないかと思えます。

村内での起業を促進していくためには、人と人とのつながりや交流が一番大事なことと思えます。多くの若者や女性または起業を希望する人が夢を語り合う場の存在が大事だと思えますので、そのような環境づくりをつくっていくことから進めていきたいと考えています。

以上で、補助金の質問の答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ありがとうございます。

今、村長から村の起業を促進させるための手法をお話いただきました。これから、本当に鮫川村で起業をさせる部分では、その地域の資源を利用した、いろいろな人がかかわるようになるには大変な時間と労力、さらに大きな支援が必要だと思えます。

村長もご存じのとおり、郡内では大きな企業である京セラが撤退するという大きな穴が出、鮫川の村民の人たちもかなりの多くの方が働いていらっしゃって、働く場を失う、さらには遠くに移住しながら勤務するという形で、企業に頼ってきたやつひずみと言えればひずみなんです。やはり鮫川村は、村長が前から言っているとおり、農業、林業、これをやはり活性化して雇用も生み出していくということだと思えます。そういう部分で、今般もこの産業おこしプロジェクトの皆さんには本当にご苦勞をおかけしておりますが、やはりこれを具体的に実行に移すためには、村長から、村長が今答弁されたように、やはりもっと幅広くいろいろな村民の人たちがかかわって、この鮫川村で起業して雇用にもつなげていく、そういうことが求められているのではないかと思えます。

いろいろな手法がありますが、やはりこの公募活動も含めて、住民にこのモデルとなる、提案されているモデルも含めて、具体的に、例えば回覧とかそういうものとかじゃなくて、地域ごとに、例えば西野だったらこういうことがどうですかという部分で、村と地域の村民の人たちとお話をしながら、やはり提案を逆にいただく。こういうプロジェクトも、こういうことのメンバーの人たちも、こういうことをして成果をつくり上げたという話も含めて、

やはりお話ししながら、膝を交えた話が必要なのではないかと思いますけれども、こういうすばらしい計画をつくられたりされていますけれども、やはりこれを実行するために、まず村民の人たちがわからないと、やってみようかという気にはなかなかならないのかな、回覧文書を回しただけではならないのかなと、やはり地域に入って、大変でしょうけれども地域に入って、村の計画、それから地域のプロジェクトのメンバー以外の発案というか、そういうのもやっぱり引き出してほしいなと思うんですが、各地区でそういうことをも含めた説明会をやるかどうか、お伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 北條議員の再質問であります。この産業おこしプロジェクト、まず提案させていただいたのが三井総研でのお話でありました。これはさきの議会でお話したとおりであり、最初は二本松に菊の工場を持ってきて、二本松で菊の日本一の産地をつくる、そういった思いだったそうですが、途中で頓挫したということで、それが鮫川に回ってきた。ただ、鮫川では菊ではだめだと。私は花より団子だから、鮫川村はそれほど花を見る余裕はまだないんだと、もうちょっと実のあるという形をお願いをしまして、公設民営で大型ハウスでという思いでありましたが、なかなか、職員も一生懸命頑張りましたが希望者が集まりませんでした。

ですが、ようやく愛着化して皆さんが聴講していただきました産業おこしプロジェクトが立ち上がりました。こういった人たちの力をかりて、大字にその人たちは散らばっています。ですから、それぞれのその地域の特性を生かしたアイデアが出せるグループではないかと思えます。その人たちのメンバーは議員もご承知かと思いますが、それぞれ各地区でご活躍されている自立している農家の皆さんであります。その人たちが果たして新しい事業を起こすかとなると、これはまた大きな疑問であります。今、コーディネーターが、リーダーが、どちらもすばらしい先見の明のある方で、その会員たちも頼っているようであります。こういった人たちの力が恐らくこの指導者、リーダーの指導によって新しい方向が展開されるのではないか、それを期待しています。

こういったことに村がいかに支援できるか、こういった皆さんのお手伝いをできるか、それが地域の活性化、あるいは鮫川村農業の振興に必ずやつながるといった思いで見ているところであります。

各地区でその産業おこしをお話してみる、夢をお話してみるというのは、ちょっと今のところ鮫川村では難しいのではないかと思います。こういった事例が、成功している事例が何

件かはあります。何件かはありますが、どうしてもその1次産業の厳しさというのを実感しているのが村の皆さんではないかと思えます。70代、80代の方は豊かな農業経営を知っているんですけど、今のお父さん方、50代、60代の皆さんは減反政策に始まった厳しい1次産業の世界を体験しています。ですから、次の世代に、我が子をこの1次産業に就業させていいのかという思いがあります。こういったところをまず打ち砕かなければならないと思えます。若い人たちに、新しく鮫川村にできました産業おこしプロジェクトの皆さんが、それを突き破る突破口になっていただければという思いで、今、支援をさせていただくということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） なかなか地域に入って説明をしながらというのは、大変なことではあるのですが、せっかく鮫川村の産業おこしを、起業をするためのこれだけの計画もまとまっています。機会があれば、やはりその都度、機会あるごとに村からも提案する、地域からのお話も聞きながら、やはり村民の皆さんにこの産業おこしにのってきてもらいたいと私は思うし、このせっかくつくった産業おこしのプロジェクトを成功させるためには、やはり多くの皆さんにまず知ってもらおう。こういうことをやれば今よりはましになるんじゃないか、よくなるんじゃないかということが考えられるわけです。ぜひ、この計画、プロジェクトのアクション、それから戦略も含めましてですけども、村民に周知すると同時に、やはり成功させるために、時間はかかりますけれど、一つ一つ鮫川の振興のために一層のご努力をいただきたいなと思えます。

続きまして、2点目の質問をさせていただきます。

2つ目の質問ですが、村民活動災害補償制度の導入についてでございます。

村民によるボランティア活動は公益性のある地域社会活動、社会教育、社会体育活動、青少年育成活動、社会福祉活動、村及び各行政区主催の事業活動などがございます。社会行政活動に大きく貢献する無償の幅広い活動をいただいているところでございます。今後さらに村民との協働による活動は増加すると考えられます。地域コミュニティーの発展、充実を図る観点から、村民活動やボランティア活動中の事故、けがなどに対応できる村民活動災害補償制度を導入し、村民や団体の負担軽減を図るべきと考えます。より多くの村民の皆様が安心して活動を行っていくために、活動中の事故によるけがや賠償責任について補償する制度を整備すべきと考えております。

近年では、多くの自治体が整備導入しておりまして、東日本大震災の復旧・復興ボランテ

ィア活動にも主管自治体による補償制度が運用されまして、効果が発揮されております。明るく活力にあふれた村づくりを支える大きな力となるものと思います。

村民活動災害補償制度導入についてのご所見を村長にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條議員2つ目の質問、災害補償制度の導入についての質問にお答えを申し上げます。

本村では、これまで道路施設清掃や河川清掃、館山公園草刈りボランティアなどで、多くの村民の皆さんのご協力により村内の環境整備を続けており、今後さらに村民の皆さんによる協働の活動が期待されているところであります。

ご質問のこれからボランティア作業の際、不慮の事故が発生した場合のけがや損害賠償についてであります。村では、全国町村会の全国町村会総合賠償補償保険に加入をしております。当該保険では、賠償責任保険と補償保険と公金総合保険の3種類の保険により構成されております。このうち、ご質問にかかわる保険についてであります。まず賠償責任保険では、町村等が所有、使用、管理する施設の瑕疵や村が行う業務遂行上の過失に起因する事故について、町村等に法律上の賠償責任が生ずることによってこうむる損害に対しまして保険金を支払う保険であります。

次に、補償保険は、町村等が行う諸事業等の開催中に参加している住民や団体、あるいは町村等の管理下に行われるボランティア活動に参加している住民がこうむった急激かつ偶然的な外来の事故について、町村等に法律上の賠償責任が生ずるか否かに関係なく、町村等が被害者に支払う補償金に対しまして個々に保険金を支払う保険であります。当村では鮫川村総合災害補償規則に基づき、鮫川村が設置する学校管理下にあるもの、または主催する社会体育活動、文化活動等の社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、その他村が主催する活動及び行事等に参加中の者が身体に障害をこうむり、その直接の結果として死亡した場合もしくは後遺障害を生じた場合、または障害により入院、通院した場合の補償に対応できるようにしておりますので、ご理解をお願いするところであります。

以上で、3番、北條議員の質問にお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 村民活動災害補償制度、いろいろな行政、公益性のある活動をしてい

る部分では担当主管課が保険に加入したりしていると思うんですが、やはり今村長がお話されたような制度があるにもかかわらず、ボランティア活動をやっている人たちが、皆さんが知らないというのがあります。これは例えば春季清掃でも秋季清掃でもありますけれど、その下に、多分これは福島県のそういう道路河川愛護事業などに、けがや事故があった場合に補償する制度があるはずなんです。ところが、村民の皆さんはわかっていない。当然、村ではそういうのはありますよと言っても、行政区もわからない。そういうことで、特に、活動する皆さんがわかっていないんです。それと、担当課だって、例えば舘山公園の奉仕作業は農林課が主管ですか、そういう部分では1日保険でも何でも対応したり何かしていますけれども、やはり窓口がばらばらなんで、どこにどういうふうに言っていけば村民の人がわからないんです。それと、公共性のある活動ということで、村が主催したり村が共催したものについてもありますけれど、それから行政区、行政区もほとんどの、行政区で区民の皆さんが活動している中では、そういう補償制度があるないも含めて、わかっていないんですね。例えば西野区は、当然区民センター、それから区民が活動する場所で奉仕作業をして、さらに村の施設であるこどもセンターがある。ここにもボランティアで皆さんが奉仕しているわけですね。こういうところには、実際は蜂に刺されたり、指を切ったりという話があるんですね。それが全く補償を受けられていない。やはりここは、全国で、今村長がお話したやつが、制度があるとすれば、それに対応する、活動する村民に周知するというのも必要ですし、やはり窓口を、ばらばらじゃなくて一本化して、そういうことが必要だと思うんです。全てその中にはいろいろな村の委嘱されたりしたり、やられている役員の方からは有償で補償されている方もいらっしゃるんですが、やはり最低限、無報酬で活動している皆さんに補償する制度を、わかりやすく、そして、これからやはりそういうボランティア活動というのは要求されるし、その裏づけとしてきちんと知っておく必要があるんだと思います。

東日本大震災でいろいろなボランティア活動をやった人たちのいろいろな話を聞くと、やはりそういう窓口が一本化されているんですね、全て。だから、ほかから、村民なり市民なりだけじゃなくて、ほかから来た人たちも対応できるようにしてあるんですね。それでけがしたり事故が起きたときにはきちんとした補償をやるということで、主管となるところを、担当課がきちんとそれをまとめて対応をしています。ですから、これは村のことだけじゃなくて行政区ですね、当然、村に準じて行政区の区長さんを中心に地域住民がいろいろなボランティア活動をやっていますし、村が把握をしていない活動も多分あるんだと思いますけれども、やはりそうした村民の皆さんが、草刈りのみならず福祉活動も含めて、いろいろなボ

ランティアをやられている方がいらっしゃいます。それをやはり裏づけとして、全て公共性のある活動であると思いますので、ぜひその窓口を一本化するというのと、その補償制度の内容をやはり村民に周知する、これをやっていただきたいと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條議員の再質問であります補償制度の徹底であります。これは区長さん方には補償制度に入っていることは話してありますよね。ですから、事業によって、例えば主管の館山公園の場合には、作業の場合で事故が起きた場合には農林課が処理する。あるいは学校行事で、例えば西野のこどもセンターでの作業の場合には教育課が、そういうことで、今までも過去にも村の一斉清掃でけがされた方もありました。あるいはこどもセンターでの事故でもありました。こういったことは全て後で聞いたんですけど、村が関係して補償金は支払っております。ですから、作業前には、例えば今回の館山のボランティア草刈り作業でも保険は入っていますが、けがのないようにお願いしますというご挨拶はさせていただいています。ですから、この窓口を一本化にする、そういうのではなくて、それぞれ主管の担当課で対応する。何事もなかった、オーケーだということで、例えば今話したように、それぞれの課の主管する窓口がそういった事故にも対応しているということですので、ご理解をいただきたいと思います。

これを、一つの窓口で、けがをした場合には、では総務課で全部引き受けるかと、そういうこともありなんでしょうけれど、今のところ主管する課でそういった請求はしているようであります。それが実態であります。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 各担当課で対応しているということなんですけれども、やはりこのボランティアをやる方が、今は村がやっているよ、補償する制度がありますよと言いながらも、実際はそれを受けていない人もいるわけですよ、わからないために。そういうのがあったんですかという話ですね。それはやはり前の議会でも私言ったんですけど、周知不足なんですよね。だから、春季清掃と秋季清掃があったとき、村の主催の事業があったときも、そういうの回覧文書でも何でもいいから一言つけ加えることを癖つけてほしいんですよ。それは1回きりでもそういうのがあったかどうか忘れちゃう。やはりそういうのは1行2行で、そういうけがとか事故に遭ったときにすぐに対応できる、知っている人が対応できるということがわかれば、後で聞いたからやりましたとかありましたとかという話はやっぱりおかし

いんですよ。

やはり主管、主体となる村であったって行政区であったって、きちんとその件を把握するのはもちろんのこと、ボランティア活動をやる人たちにきちんと周知させる。それは大したことじゃないと思いますよ。回覧文書でも何でもそうですが、1行2行、この活動については災害補償制度が適用されます、こういうものがあります、何かあったときには担当課にご連絡ください、対応します、それをやってほしい。今までもあるんですよ。今村長も言ったようにいろいろ対応されているようですけど、いろいろ抜けているんです。それは何かというと、知らないために、事故を起こしたりけがをした人たちが知らないために請求が漏れているわけですよ。担当課も知らない、そういうことがあるわけです。あるからこそ、やはりそれは周知すれば何とかなる問題だと思います。

ぜひそこは村長、その部分で回覧文書の1行加えるような方策を考えてほしいんですが、いかがですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 補助金の再質問になります周知徹底の件であります、これはそのとおりだと思います。

まず、鮫川村は村の土地が広範囲に広がって、いろいろな面でボランティア活動に頼る事業が多いわけです。こういったときに、区長さんを通じて、あるいはそういった呼びかけるときには必ずそういった周知徹底をしながら、皆さんが安心してボランティア作業に従事できる、そんな環境整備に努めてまいりたいと思います。

また、担当課長で補足に加えることはあるかな。総務課長のほうよりまた答弁をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 総務課長、石井哲君。

○総務課長（石井 哲君） ただいまの件でございますけれども、この件につきましては役場内でもいろいろ対応を苦慮しているところでございまして、ボランティア保険、先ほど村長が申しあげました総合災害補償規則の中でうたっている保険、さらには県でやっております福島県道路美化作業傷害保険と言いまして、道路愛護団体のほうに事前に登録されている団体に対して支払われるものもありますので、そういったところを統一的に調整しまして、北條議員のご指摘でありますように、村民の方にわかっていただけるように、今後検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） とにかく、公益性のある地域住民、村民の皆さんが活動する中ではいろいろな活動内容がありますけれども、やはりやっていただく方、ボランティアに参加していただく方に、やはりきちんとした、無報酬でほとんどやられていると思いますけれども、やはりここをきちんと活動する人たちの不安を解消しながら、きちんとボランティア活動をやってほしいと思いますので、やはりこの面の周知徹底をぜひお願いしますし、繰り返になりますけれども、これから鮫川村人口が少なくなる、主体となる人たちも大体固定されつつはありますけれども、やはりそういう人たちがいないと、なかなか行政がこうしてほしいああしてほしい、こうやってほしいと協力を求めても、なかなか参加者が少ない中で、やはりきちんとした活動をしてくれる人たち、この人たちの活動の補償も含めて、周知徹底も含めて、やはりご努力いただきたいなと思います。

次に、3つ目の質問をいたします。

法令遵守（コンプライアンス）指針の策定についてでございます。

国・県、地方自治体で首長、議会議員、職員の不祥事が繰り返されております。これらに起因する違法行為や不注意などは住民の信頼を失い、行政運営全般に支障が生じます。法令等の遵守や公益行政であることの認識の欠落があると思います。

法令遵守は社会的な信用失墜行為を未然に防ぐという観点にとどまらず、社会批判、ルール、マナー、ビジョンまで拡大して包含するものでございます。法律、条例による行政の権利に照らしまして、自治体行政にかかわる首長、議会議員、職員などは常に事務事業の根拠法令などの条文や法解釈に精通することが求められております。法令遵守の大前提となるものでございます。

しかし、社会環境が激変している中で、法令を守り徹底するだけでは、信頼が向上し行政運営が成り立つものでもございません。単に法令違反しないというだけでなく、組織内の各種ルールを遵守すること、社会常識や高い倫理観と行動をすることだと思えます。地域住民、地域社会の要求や期待に応えることであり、信頼関係を築いていくことが必要です。

首長、私たち議会議員、職員などが立場を認識し、法令、社会規範やマナーを率先して遵守していくことが求められております。本村においても村政の透明化と法治行政の確立の推進、公正な職務の執行の確保、村民全体の公益の確保、村政に対する信頼の確保などを目的とする法令遵守、コンプライアンスのための推進指針、行動指針を策定し、首長、議会議員、職員などが常に意識しながら村民の信頼をより向上していく必要があると考えております。

法令遵守指針策定のご所見を村長にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條議員の3つ目の質問、法令遵守の指針の策定についての質問にお答えを申し上げます。

まず、質問のコンプライアンスの推進指針等の取り組みが進められている背景であります。これは、近年地方公共団体において職員の犯罪行為、法令違反、不適切な職務などの事例が発生し、住民の行政不信を招き、公務員の信頼が低下していること、また、住民ニーズの多様化により、以前にも増して地方公務員の責任が問われていることから、法令遵守を目的としたコンプライアンス条例推進指針等の制定に取り組まれたようであります。

このコンプライアンスは、または法令遵守という言葉には、単に法令の条文の一字一句を守るということを事项目的とするのではなく、法令の趣旨目的を理解し、むしろ社会の事象に後追いになりがちな法令の不完全さや不備を補う視点が求められるとする抗議の意味合いがあるとされています。

先行して進んでいる自治体の条例等におけるコンプライアンスの用語例では、法令等及び基本原則の遵守とするもの、法令を遵守することを基本に、高い倫理観に基づき公務を執行することなど、広義な意味での用法となっているようであります。

自治体職員が職務執行に際し扱う基本規範は、日本国憲法を初め、地方自治法、地方公務員法、行政手続法、行政不服審査法などの行政法のほか、民法、労働基準法などの企業活動と同一レベルのものまで及んでいます。また、自治体みずからが立法する条例においては、自治運営の基幹をなす情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例などの基本的なものもあります。さらに、行政執行の基本ルールであるべき行政手続法制に関しましては、審査基準及び処分基準の点検や公表など、日常から対応しておかなければならない事項も多くなっています。現状では自治体職員がそれらを全て理解して行動していかなければならないという点では厳しい状況にあるようであります。

このようにコンプライアンスを意識する側面が、法令、条例などの職務執行に際してのものであることから、コンプライアンスは不祥事対応や再発防止というような局所的裁量のものとするべきではなく、自治体活動の底流にあるものと認識すべきであると考えられています。

コンプライアンス推進指針等の制定に当たっては、自治体活動のプロセスを意識した制度

設計が求められることになり、その高度指針として盛り込まれる内容には、一つとして、法令を遵守した適正な事務執行、服務義務、公務員倫理、情報管理の設定、交通法規の遵守、信頼される市民対応、ハラスメントなどの事項が事例として多いようであります。

これらの内容を踏まえ、指針を策定する際には本村の現状と制定の必要性等について整理をした上での検討になると思いますが、仏つくって魂入れずにならないよう、慎重に対応していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で、3番、北條議員の法令遵守指針の策定についての質問にお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 日本国憲法、それから村の条例等あります。村にも職員服務規程も含めて当然、職員は当然それらの中でおさまるように努力していて、幸いにも鮫川村は大きな不祥事は私はないものと思っています。

ただ、ないから今やるんじゃないなくて、やはりこの何もないときにきちんと整備しておく、これ必要だと思うんです。

やはりそれと、職員の構成を見てもわかるとおり、正職員の人は日本国憲法を遵守してという話で宣誓もしますしあれですけど、臨時嘱託員、それから関連団体も含めて、ほとんどの人がそういう研修なり勉強もしていないんです。守ることは通常、慣例的に思っていると思いますけれども、実際、そういう部分でやる機会がないし、学ぶ機会もない。やはり村民からすれば、職員が臨時、嘱託、正職員であるという区別はないんですよ。挨拶とかそういう簡単なもの、日常生活上の行動もそうなんです、やはりそういう法令を、この人は臨時だからわからないの当たり前とか、嘱託員だから当たり前とか、そういう部分では村民からすれば、利用される、鮫川村の行政を利用している村民の皆さんからすれば、何の変わりもないと。そこで起きて立場が違うからという話には絶対ならないんだと思います。

法令遵守のためのコンプライアンス推進指針とは、事件だとか事故を起こした自治体はもうその事件結果として、その後に制定しているんです。だけど、鮫川村は今そういう事実がないとすれば、やはりこの何もないときにもう一度気を引き締めて点検するために、やはり具体的に、そういう法令遵守を意識させる、意識していく。村民にやはり不信感を与えるような、そんなことを起こしてはならないと私は思います。

当然、職員だけじゃありません。村長もそうでしょう。私たち議員もそうです。何のために法令ってつくられたものか。守るためじゃなくてやはりそれは意識しているから守るんで

す。意識がなくなると守らないと思います。人から指示されたり指名されたり言われたから守っているんじゃないんです。皆でやはり社会規範をつくっておかなければできないわけです。だからこの平和なところに、事件事故が起きていないときに、やはり整備して、もう一度確認の意味で指針なり方針をつくる、ましてや時代が変わっていますし、社会環境の変革、そういう部分での行政組織の醸成も含めてなんですけれど、やはり具体的な方策のための指針、それから行動推進指針とか行動指針をぜひ策定していただきたいなと思います。

村長にもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、職員を採用する際に当たりましては、職員の服務規程は十分に確認をさせていただいております。こういった今回の北條議員の質問に対しまして、恐らく職員もこういった反応をするか、もちろん職員ばかりでなく私どももそうですし、議員さんもそうです。こういった公務員のあるまじき姿、そして守らなければならない規範をしっかりと認識すべき指針を策定すべきなのか、これは私がこういった職業につきまして公務員として、あるいは首長として、あるいは議員としてということになりまして、常にそういった規範はしっかりそれぞれで皆さんが守っているのではないかと思います。

その辺、再度確認させて、果たして鮫川村にそういったコンプライアンス指針が必要かどうか、その辺を検討させてもらい、あるいはもう一度これを機会に意識を高める、緊張させるといった指導をさせていただきたいと思います。

ただ、村全体がこの指針策定に当たるかどうかというのは、今は即答は控えさせていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 実際は、村長も議員もそれから職員も、当然村民に信頼されるいろいろな行動も含めてなんですけれども、当然あるべきことで、当たり前だろうと。それがやっぱりある日突然そういうことが起こり得るんです。やはりここは、これをつくったからということでがんじがらめには必要ないんだけど、意識はやはり常に、業務を執行したり仕事をすする以上、やはり意識していないと起こり得るんです。自分が起こさなくても、周りの環境によっては起こす可能性もある。だけど、やはりそういう立場において、きちんと行政なり議会活動なり、必要なんだと思います。起こるんです、やはり。どこの自治体も多分、鮫川では私は先ほど穏やかに法令が遵守されて、何もそういうことは起こっていないよと言いましたけれど、実際は細かいことを言えば、あるんですよ。はっきり言うと。

だからそこは、表に出ないだけの話で、それはやはり世間様に公言したり公開する必要がないからやっているんだと思いますけれども、そうじゃないんです。やっぱりそこは、小さいことだけれど、その小さいことがでかくなっちゃうから、なったときでいいや、やった原因者が悪いだけの話じゃないと思うんです。やはりそこは、皆さんで、常日ごろ仕事、業務遂行する中で、やはり意識しながらやっていて、お互いにフォローしながら、注意もするだろうし、やってはならないことも当然組織だからやっていると思うんですが、やはりこういうものって絶対必要ですね。村でつくっているのは、あれなんですよ、きちんとした文書化して条例化されているのは服務規程だけですよ。

総務課長、今私が言ったやつの法令遵守、コンプライアンスを守るための指針とか条例って今の服務規程だけでやっているわけでしょう、違いますか。お答え願います。

○議長（星 一彌君） 総務課長、石井君。

○総務課長（石井 哲君） 先ほど村長の答弁にもありましたように、公務員、守らなくてはならないのは日本国憲法以下、地方公務員法、自治法、もちろんそれもやっているところでありまして、そのほかに行政手続法などのさまざまな法令を守ってやっているところでありまして、その中の服務規程についてはごく一部のものでありまして、それ以外にも守ってやっているということでもあります。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ほんの一部だと。服務規程、一部だと。だけどこの服務規程に書いてある部分だけではわからないんですよ、はっきり言ったら。確かにもう大きいところでは公的な職員であったり仕事をしているわけですから、当然日本国憲法から下ってきて、いろいろな条例や規則、規約も含めてやっていますけれど、やはり自治体として、どれだけ意識として、職員も議員も村長もそうですが、意識してこういうふうに努力していますよ、やっていますよというのをやはり村民にも明らかにする、そういうことも含めて、こういうものを策定してこれを守りながら、指針をつくりながらやっていきますよ、やっていますよと、これをやはり思い切って公開していいんじゃないかと思うんです。だから、こういう普通に守っている職員だったり議員さんだったり村長さんだったり、これに信頼を受けて私は任せていますよという、そういうことでやはり村民の意識を高めることも必要だと思います。

何も村長だったり議会議員とか職員だけが法令を守ればいいことじゃないんです。村民の人だって当然守るべきことではあるんですけど、やはりこの部分ではぜひこれから結構ですので、もう一度法令遵守、コンプライアンス指針の策定をやってほしいと思います。

これは自治体でもやっているところ、やっていないところありますけれども、大きな企業とか団体では徹底して、もうかなり前からやっているんです。これをやはり小さな事故、事件も、やはり組織というか行政組織を中心に逆に公開して、何が問題があるか、そういうことまできちんと論議しているんですよ。ただ絵に描いた餅じゃないんです。そういうのを常に点検する業務もあるわけです。

ぜひこれ考えていただきたいんですが、村長、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、私は今のところ鮫川村の職員はしっかり業務は遂行しているのではないかと思います。そういった指針を策定しまして、服務規程を再確認させる、これも一つの方法かと思います。

ですが、今回議員からこういったコンプライアンスの策定という必要性があるという言葉が出たということを重く受けとめて、再度、職員の服務規程あるいは公務員の倫理等を確認させていただきたいと思います。

また、この策定業務につきましては、もう少し、しばらく猶予をいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） これ、すぐに村で指針をつくれということではなくて、私たち議員としても、私も職員でありましたし、それは職務執行上はいろいろなそれなりの勉強をやってきたけれど、議員としてなって初めて外から、職員で働いている人間と、外から見ている人間と、こういう議員としての活動をする中でものすごく見方が変わるんですね。

だけど、自分がやっていたとき、そこは完璧にやってきたのかと言ったらそんなことはないんだけど、やはりこれからの職員、それから、これから若い人たちが議員になったり村長さんになったりする人たちも含めて、そういう意識というのは今からつくり上げていて、やはり将来に、後の代の世代に引き継いでいきたいなと思っています。

ぜひ、これらも含めてご検討いただいて、やはり全ての行政執行に携わる、それから議会活動に携わる人たちが先頭に立っていかなければ、やはり法令遵守をすることはもう前提だと思います。

そういうことも含めて、ぜひ文書化していただきたいと思うんですが、それも含めてこれからご検討いただきたいと思います。

以上、時間はまだあるみたいですが、各3点の質問で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） ここで、11時15分まで休憩いたします。

（午前11時07分）

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き一般質問を行います。

（午前11時15分）

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 平成28年度6月定例会におきまして、3点について質問をさせていただきます。

まず1点目、福祉のコンパクト化についてお伺いいたします。

年々人口減少が進む中、2025年には4人に1人が高齢者夫婦、またはひとり暮らしの高齢者になると予想され、また、これに伴い、税収を支えてきた現役世代が高齢者となり、離職することにより、税収が減る一方、高齢者福祉のコスト負担が増加するものと予想され、自治体運営も大変になるのではと危惧いたします。

このような中で、福祉負担の軽減と高齢者福祉サービスを効率的に提供するために福祉のコンパクト化を図り、老後を楽しく安心して暮らしていただくための集合住宅などの建築を検討してはいかがでしょうか。

ますます高齢者が増加し、後継者が流出する中、安全・安心のためにも必要であると考えますが、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の福祉のコンパクト化についての質問にお答えを申し上げます。

宗田議員が危惧されているとおり、人口減少に伴う超高齢化社会である本村の高齢者は、5月1日現在で1,257人で高齢化率は33.69%と、3人に1人が高齢者となり、第4次の振興計画では平成36年には人口3,300人、高齢者が1,390人、高齢化率が42.12%、2.37人に1人が高齢者となると推計されております。

また、現在、世帯数1,151世帯のうち、概数ですが、ひとり暮らしは87世帯、高齢者世帯は123世帯となっています。現在、生産と消費を支える生産年齢人口は2,046人で、54.83%を占めていますが、出生数が減少していますので、おのずと減少するものと考えられます。

これらの状況のもと、支えられる側の需要と支える側の供給のバランスが崩れ、支える側の負担が増大となることが危惧されているところでもあります。

福祉サービスの維持を図りながら、福祉コスト、特に高齢者の医療、介護に係る財政負担の軽減を図り、現役世代の負担を増加させないようにすることは、中長期的に考えなければならない重要な課題であると認識をしております。

介護予防事業など、高齢者の健康維持増進のための各種施策を展開しておりますが、新たな切り口として、国土交通省が提唱しているコンパクトシステム、コンパクトシティー化は宗田議員の提案のとおりであります。都市機能の集約化に倣った集合住宅を整備し、居住地のコンパクト化が図られることは、さまざまな負担の軽減につながるものと思われま

す。本村は広大な面積に住宅が散在していることで、道路維持管理、各種送迎バスの運行などを含む利便性や安全性を確保するための生活環境整備にかかるコストは大きいものと考えています。

現在、村では高齢者が安全で安心した生活を確保するために、高齢者の優良賃貸住宅、これは8世帯と居住棟6世帯をひとり暮らし高齢者のために提供しております。現在のところまだありますが、しばらくの間は需要と供給のバランスがこの高齢者優良賃貸住宅あるいは居住棟を整備したことにより図られるのではないかと考えております。

今後、高齢者用の住宅の需要が高まり、貸与住宅の不足が生ずることのないように見きわめながら、議員の話される建築の整備、あるいは対策に向けての検討を図ってまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 全国的にも、村としても、2025年の試算として国では要介護者を介護する介護職員、これが2025年には210万から250万人必要だろうと試算されています。

こういう中で、村としても、今後この介護職員の維持と確保、これは介護施設の検討とあわせて、これも必要かなと思いますが、その点について村長のご所見をお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今、宗田議員がお話されたのは、2025年と申しますと団塊の世代が高

齢化の年代になる、昭和25、6年生まれの人たちが75歳ということでもあります。これは全国的に介護施設あるいは病院等が不足される。ですから、今までの完結型であります病院で死を迎えるのではなくて、それぞれ在宅でお迎えを待つと、こういった制度に今変えようと国も自治体も講じているところでもあります。鮫川村もそうです。ですが、この国の25年より、鮫川村ではもっと後に来るのではないかと今、予定をされております。

ですから、何年か後にはこういったコンパクトシティー化が必要になるかと思いますが、ただ、私は大事なのは、高齢者といいますか、自分の親なんですよ、それぞれの子供がいるわけですから、子供が定年退職したら戻ってきて親の面倒を見る、お互いにそういった繰り返して、鮫川村が、一時職の都合で村を離れても、退職した場合には、退職した場合には、戻ってきて年寄りの世話を見る、親の世話を見る、そういった文化を先駆けて実践できるような、そんな優しさのある村に、皆さんで築いていかなければならない時代なのではないかと思えます。

そういったことで、もちろん集団住宅、コンパクトシティー化も必要ですが、その前に、もうちょっと皆さんで検討しながら親を支える、そういった道義的な人間性を培うような教育が必要ではないかと思えます。

そういったことで、もちろん、そういった甘い考えでは時代の要求に間に合わないというおしかりもあるかもしれませんが、2025年ですから、それは日本の都合であります。恐らく鮫川村の都合は2030年にはなるのではないかと思えます。ですからあと15年後です。こういったことで準備をしながら、どちらが功を奏するか皆さんで検討し、鮫川村で自宅で、年寄りは死を迎える、自宅で介護する、家庭で見送る、そういった教育を徹底していきたいと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 親を面倒見る、これは昔はお務めという教育で、私らは親を現在は見えております。ただ、今現在、今の若い人たちがそういう環境下にあるかということですよ。やっぱり若い人も生活をしなきゃならないと。生活するために雇用の場がない、雇用の場が必要。雇用の場を求めるのには、鮫川ではなかなか今現状は難しい。そのために他町村、都会で働いて自分の生活を維持しているのが現状だと思います。

私の地域の近辺を見ても、ほとんどが後継者は来ておりません。来ていただけるような、親も実際のところ諦めムードなんですよ。そういう状況下において、国が在宅看護をやっ

てくださいと言われても、在宅看護できない高齢者がかなりふえると思います。これは間違いなく近い将来来るのではないかと、そういう目で私は見えています。そういうときに、村外に出ている子供たちが安心して仕事ができ、生活ができる、そのために、その子供たちのためにも安心して働いていただけるためにも、自治体としてどういうことを考えてやればいいのかと、そして将来的に、退職したときに、ならば何人でも来ていただけるような施策、そういう施策というのは、私は福祉のコンパクト化と書きましたけれども、中央にこういう集合住宅並みの住宅を建てていただいて、そしてそこに希望者を募って来ていただく。そうすることによって、もちろん経費の削減にも、村として、建てるときにはお金はかかります。ただ、将来的な経費の削減、今言った介護職員の減少対策、あと安全・安心、介護者の。そういう、つながるものと私は思っております。そのために、国も恐らくコンパクト化というのはこういうのも一部含んでいるんでないかなと思っております。

その点について、再度村長のご意見をお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今ほどの介護のところの質問にありましたコンパクトシティー化というのは、やはり医療も介護もしやすい、高齢者を1カ所に集めて管理する。悪い言葉で言うと、そういうことが国の狙いかと思います。今、鮫川村は議員ご承知のとおりであります。高齢者の優良賃貸住宅、そして居住棟で、今のところ私はまだ需給と供給のバランスはとれていると思っております。

一時、足りない時期があったんですね。居住棟がちょっと不足したことがあったんです。需要が多くて。ですが今、ここに来てちょっと落ちついたようであります。こういったことを見きわめながら、この中央での管理も、特にひだまり荘の周辺であります。こういった施設をつくる場所の適地はそう思っておりますし、医師の住宅もあそこに整備をさせていただきました。

こういったことで、鮫川村はあの付近一帯にこういった施設の増設を考えてもいいのではないかと思います。まだこういったことも早いのではないかと、今のところまだバランスはとれている。何年か後にはそういった時代が来るけど、そのときにはそういった対応をしよう。ですから、今のところ人口減少を防ぐための、定住人口の確保のための、若い人のための公営住宅、あるいは定住促進住宅の建設でご理解をいただきたい、そういう思いであります。時期が来たときにはやはり高齢者向けの優良賃貸住宅、これは必要な施策であるとは認識しております。

あともう一つですが、今、授産施設、たんぼぼの家ですが、この通所者が年々こう年をとっているんですね。こういった人たちがやがて共同して生活できる、寝起きをともにしたい、そういった思いもあるんですね。ですから、こういったときの準備に備えて、この人たちと一緒に高齢者の優良賃貸住宅なんかの付近に建てることによって、建設することによって、交流を図りながら楽しい生活が送れるのではないかと、そういう思いもありますので、こういった計画もあることをお知らせしながら答弁とかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 2025年というのと、7年後なんです。だからもうある程度の計画の段階に入らないと大変ではないのかなと私は思います。

今後、この住宅施策と福祉施策の連携を図りながら、生活支援や介護サービスのついた賃貸住宅や村居住棟の増設、整備などの施策は私は大変必要であり重要なものであると思いますので、今後、ご検討をお願いいたしまして、2点目の質問に入ります。

特産品への取り組みについてお伺いいたします。

豆、ジュウネンを主体とした多くの村特産品がつくられ、販売されているところでありますが、現在の販売状況と今後どのような施策をもって増販を図っていくのか、また、現在一部地域で耕作されている酒米のための農林21号を、村全体として取り組みができないのか、お伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の2つ目の一般質問にお答えを申し上げます。

村では、平成16年度から高齢者の生きがい対策や健康づくりを含め、農林業の振興及び地域活性化を図るため、まめで達者な村づくりをスローガンとして大豆やエゴマの栽培を奨励してまいりました。さらに、農産物に付加価値をつけるための農産物の栽培から加工販売を一貫して行い、農家の基礎力向上に寄与することを目的として本事業を展開してまいりました。

現在の販売状況等ですが、平成27年度の手・まめ・館の総売り上げは1億2,539万7,000円、決算が終わったばかりです。税務署に申告した数字です。総売り上げは1億2,539万7,000円、前年度比6.1%の伸びでありましたが、豆腐、きな粉、みそ等大豆製品は1,516万2,000円と前年比3.6%の減であります。これは、豆腐製造における品質のばらつき、食生活の減

塩化によるみその消費減、大豆製品の品目数の少なさ等が要因と考えられます。

次に、今後の方向性についてですが、本村では安定した製品づくりを目指し、生産技術の向上に努め、消費者に信頼回復できるよう、作業体制の見直しを図ってまいります。また、良質でおいしい製品づくりを基本とし、生産技術の向上及び伝承できる指導体制の強化に取り組んでまいります。

次に、エゴマの生産販売の状況ですが、エゴマの生産及び加工を行っている特産鮫川合同会社に栽培及び販売の状況、販売戦略などの聞き取り調査を行わせていただきました。その結果、昨年より各マスコミなどがエゴマ油の効能について相当効果が期待できる健康食品として取り上げられたため、生産の数倍もの注文数があり、昨年は早々にエゴマ油が欠品する事態となりました。ことしも引き続きの需要を勘案すると、6月末をもって在庫がなくなるとの予測であります。

次に、エゴマの買い取り量ですが、震災前は約2,600キロで、震災後は1,400キロと、ほぼ4割ほど減少しましたが、平成27年産は震災前と同様の2,600キロまで回復しました。さらに平成28年産は4,000キログラムと、前年比約5割増しの目標とし、需要に即した栽培拡大に取り組む計画のようであります。

次に、村では平成27年度よりエゴマ生産支援事業としてエゴマの買い取り価格のうち1キログラム当たり300円を特産品販売振興費として助成を継続しております。ことしの買い取り価格は黒エゴマが1キログラム1,500円、白エゴマで1キロ当たり1,400円と、昨年より100円高く、栽培面積拡大を図るための対策を講じているようであります。

次に、エゴマ加工品の販売計画として、平成26年9月から平成27年8月までの売り上げは約1,300万円、今期は約1,500万円、来期の目標は1,800万円とし、エゴマ油、エゴマドレッシング、ジュウネンダレ、エゴマパウダー、エゴマトウガラシ、エゴマサブリなどの商品を販売連携先である、すまいる、手・まめ・館などに加え、インターネット販売により北海道から沖縄までの全国各地に販売を展開する計画との説明でありました。

次に、酒米に使用する農林21号作付の取り組みであります。

主食用米の品種、農林21号は昭和17年に北陸農業試験場による育種品種ですが、食味がすぐれているため県内広い地域で作付され、本村でも主力品種でありました。しかし、この品種は倒伏しやすく、いもち病に弱いことから、昭和55年の大冷害時には壊滅的な被害を受け、本村を含め県内全域で耐冷性が強い品種に置きかえられるという経緯があります。そのため、現在は生産量が少なく希少価値が高い幻の米、農林21号と呼ばれているようであります。こ

の幻の米、農林21号は、西山成苗組合が毎年作付し、「鮫川21」の名称で日本酒を専門業者に製造販売を委託して本村の地域振興の維持を担っております。

この鮫川21の日本酒は、香りがよくしっかりした味でとてもおいしい酒であるとの評判があります。希少価値が高く評価の高い日本酒は、本村の特産品として価値が高いものと思われませんが、村全体で農林21号作付に取り組むことは、稲が倒伏しやすく耐冷性が低く、いもち病に弱い品種特性のため、生産する上で危険性が高いと考えられます。

酒米を生産するよりも現在のところ、国からの助成金が高い主食用米、飼料用米、ホールクロップ用稲の生産が農家所得の向上に貢献でき、今後ともこの対策で推進してまいりたいと思います。

生産性向上とは別に、地域おこしとしての鮫川21の酒は今後の需要量、そして西山成苗組合の取り組みを見守り、村での対応と考えさせていただきたいと思っております。

以上で宗田議員の質問の答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 地域おこし、村おこしのために特産品、つくるのはやっぱり雇用の創出になるものと思っております。特に、私は、この農林21号、これ一部の地域でつくられて、相当人気があって客がついているように聞きます。

これは実際のところ私も農家をやっているわけではないし、米づくりをやったことも全然ありません。その難しさもどの程度難しいのか私もわかりません。ただ、せっかくのこういう農林21号という、どこにもないような品種のお酒が村でできるのならば、いろいろな、さまざまな研究機関と検討して、これを鮫川の環境に合ってできるようなお酒のつくり方、米のつくり方というのも一つの手法の一つだと思っておりますが、これは大学の研究機関なんていうのも、やっぱり鮫川村は東京農大さんと連携してやっておりますので、そういう方々も研究して、そういう鮫川の環境に合った農林21号の耕作研究というのはできないんでしょうか。村長のご意見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今話されたように農林21号は、とても栽培が難しいんですね。それで、それほどの高い品質は、値段的に農林21号をつくるよりは今のコシヒカリをつくったほうが、あるいはそういった真摯に主食用の米をつくったほうが農家の人の収入増になるんですよね。21号はどうしても倒伏しやすく、栽培しにくい品種なんですね。本当に難しいんですよ。鮫川で今つくっているのは2反歩です。2反歩の田んぼからですから、せいぜい

1,500キロぐらいですよ、とれるの。それを加工お願いしているんですけど、酒屋さんが今やまぶきにまだこだわっているんですね。やまぶきで手いっぱい、この21号を最初話しかけたんですけど、酒屋さんの協力が得られなかったということも事実なんですよ。ですから、販売権は醸造元にあるんです。鮫川村はその米を持って行って加工してもらっただけで、売ることはできないんです。つくったもの皆引き取って、お友達で皆分け合っただけで、利用している、そういった利用の仕方なんです。ですから酒屋さんの協力も必要です。やまぶきにかわってまた一緒にどうですかというご協力があれば、またこれは商工会と相談になると思いますが、酒販組合がなかなか返事してくれない、協力してくれない、これも事実です。

こういったことで、生産者も、じゃ、自分らでつくった酒、自分らで全部買い取って、それで自分らで飲もうという、今、元気でやっています。ですから、これをこの人たち、西山成苗組合の組合員のプライドだけで守っている米なんです。これを村の1銘柄に、特産品に掲げたいという場合には、こういった栽培協力は得られると思うんですけど、その前に酒屋さんの酒販店組合というんですか、これの理解が、この人たちのグループの協力が必要になると思います。

こういったところで、今、西山成苗組合の人たちがふやす対策をしてくれるか、あるいは酒販店組合がこういった形で受け入れてくれるか、その辺を検討しながら村の特産品という考え方で取り扱うことはできると思います。

こういったことで、答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 本当に、昔は鮫川村のどぶろくで有名で、これは特に言う密造酒ということになっちゃいますけれども、お金をとらなきゃ今大丈夫だという話にはなっていますけど、せっかくのこの21号、これを生産額に合わせた販売価格というのもまたこれ考える勉強をしていただければ、村の特産品として私は十分なるものだと思っております。

そして、やまぶきもできたときにはいろいろなお話がありまして、せっかく村で独占販売できるやつが他町村でも売れるような、そういう経過もございます。だから、せっかくこういうすばらしいものがあるんだから、村でいま少し磨きをかけて、販売独占権をとれるような計画、こういうのもますますこれから田んぼの耕作放棄地が出てくるわけですから、農家の高齢化に伴って、耕作価格に合った販売価格であれば農家の方も一生懸命私はやるのかなと思います。

そういう思いがありますので、ぜひともこの農林21号は一部の地域でやっている、そのせつかく地域でやったものは地域で本当に思いも深いものだと思いますが、鮫川村の規模的に考えたって大した大きさではないと思います、全国的に比べたらば。これ村全体取り組んだって、本当に全国からすれば小規模な取り組みだと思いますが、これは村としての特産品としては十分なり得るなと思いますので、今後ともいろいろな関係機関と検討し合っご検討お願いしたいと思います。

それでは、3点目についてお伺いします。

サービス業の対応策についてお伺いします。

村おこし、地域おこしのためには既存の企業、村施設の繁栄による雇用確保が大変重要であると考えます。現在、他町村からの会社の進出が困難な中で雇用の拡大を図るには、既存の施設職員の一層の意識改革と組織のありよう、特にサービス業としての心構えが大変重要であると思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の3点目の質問、サービス業としての対応策についてのご質問にお答えを申し上げます。

本村においては現在のところ、新たな企業立地や他町村からの進出も計画されていないのが現状であります。このような状況の中で、村内において働く場所を求めた場合、既存の会社、事業所等のほかは村が関係する施設等になると思われます。これらの施設における職員の意識改革、心構えについては、かねてよりそれぞれの場所において独自の研修が行われていると思いますが、まず大切なのは、お客様の喜びを自分の喜びと感じられる人にサービス業の素質があると思います。そうでない性格の人の場合は、お客様の視点を忘れないことが大事だと思います。つまり、自分が客だったらどうしてほしいと思うのだろうか、そのことを常にみずからに問い続けることではないでしょうか。

また、一口にサービス業と申し上げましても、扱うサービスの内容や商品の内容によっても、顧客層やそのニーズが違ってきます。お客様のことを常に知ることも必要かと思ひます。そのようなことを基本に考えるような意識改革が重要である、必要であると考えております。

持って生まれた資質にもあるのでは、あるいは土地柄にもあると思いますが、今後さらに関係する主要施設には、接客態度には十分意識し改善を努め、感謝の心を心構えに徹底して

指導してまいりたいと考えております。

いつも宗田議員にはこういった質問をいただいて、大変恐縮しておりますが、この議会のたびに職員には話はしているんですね。どうも、何というんですか、風土柄なかなか表情に、口にあらわすことが下手なのかもしれないですね。この辺さらに気をつけながら大きな声で「ありがとうございました」、感謝の心を常にあらわすように指導徹底してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 私もサービス業やって、もう40年越しました。当初はお客様と接するのは私は大嫌いで、学校終わってまっすぐ現在のところに来たっただけですから、接客なんていうのは本当大嫌いでした。ただ、今思うに、人と接するときに言葉というのがなかったら何となく違和感あるんだよね。「こんにちは」、「おはようございます」、「ありがとうございました」という、これ基本的な、サービス業の基本だと思います。例えば、お客様に会計してもらったときに「ありがとうございました」とか、これは本当の人の思いで、感謝の気持ちだと思います。また、営業もそうだと思うんですよ。365日お客様というものは皆めいめい人が違うと思います。入ってくるお客さんも違うと思います。めいめいな時間を持ってそのサービス業にサービスを求めて入ってくるのが私はお客様だと思います。今、村でやっている手・まめ・館、すまいる、さぎり荘、これ、村の方は休みもわかるし勤務時間もわかります。ただ、村外の方も、多くの村外の方も来ております。そういう人に会話するときに、どのような施設として存在であつたらいいのかなと、サービス業としてどういう存在であつたらいいのかなと、村民は、一般の客は何を求めているのかなと、そこがサービス業の私は原点だと思います。

やっぱりサービス業というのは、本当にやっている方は、私らは今、どの職員、嘱託職員ではない、あそこに雇用されている職員、一生懸命、私はやっていると思います。本人は一生懸命ですよ。目いっぱい、自分の力限り一生懸命さぼってやろうという職員はいないと思います。ただ、その手法がわからないばかりに何やってるんだとかというご意見が出るんだと思います。

そういうサービス業としての手法の勉強会というのは、私は必要であって、やっていないというわけではないです。ただ、いま一度その点を見直していただいて、勉強していただきたい。

あと、営業時間もこれはローテーションを図ることによって、十分私は可能だと思います。民間の企業は、サービス業は正月元旦から、大手企業のまねをしろというわけではないけれども、大手企業は元旦からやっています。これは人のやりくりだと思います。

人が求めるときにやっぱり提供するの、私は本物のサービス業だと思いますが、その点についての村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） そうですね、いつも指導しているのが私どもですから、たまたま先日、商工会の婦人部が大和田新さんを迎えての話し方の講習会をやったんですね。ああいうところに鮫川の皆さんが結構出席したようであります。こういったことで、話し方で、伝え方、伝わったときの喜びの勉強会をやったんですけれど、こういったプロの指導が必要ですよ。

ちょっとその辺各職場、都合で、夜ならば大概お休みになりますから、こういったことで年1回ぐらい接客態度の講習会などを催して、まだ今以上に向上を図れるように努めてまいりたいと思います。

一生懸命やっている姿は議員も確認済みでありますから、一生懸命やってもそれが相手に伝わるかどうか、この伝え方とか、一生懸命の姿勢に問題あるんでしょうから、その辺しっかりとプロの指導を受けながら、こういった機会を設けさせていただくことをお約束して答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） そうですね、この数々の事業、やっぱり一つの内発的事業だと思うんですよね。村の中から事業を起こさないと雇用ができないし、定住人口は私は確保できないものと見ています。

ですから、ここにいる職員は、将来の村を見据えて、自分たちがどうすれば雇用の場をもっともっとふやせるか、そこらまで考えて勉強していただければ、村はますます私は繁栄するものだと思っています。内にこもるものではなくて、外にどんどん出ていかなくちや、村というのは、村イコール企業、私は企業だと思いますけれども、企業というのは出ていかなくちやいけないと思いますし、そういう手法、ぜひとも勉強していただきたいことを願っています、質問いたします。

3点について質問をいたしました。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） ここで13時30分まで休憩します。

（午前11時57分）

○議長（星 一彌君） 引き続き一般質問を行います。

（午後 1時30分）

◇ 京 條 英 征 君

○議長（星 一彌君） 6番、京條英征君。

〔6番 京條英征君 登壇〕

○6番（京條英征君） 6番、京條です。

第3回定例会におきまして、1点質問させていただきます。

幼・小・中一貫教育への取り組みについて、教育長に伺います。

教育長には、これまで在任中において、他自治体に先駆けた鮫川村独自の教育の取り組みをなされてきたか伺います。あれば、どのような取り組みで、その検証はいかがであったかも伺いたいと思います。

今後少子化がますます加速していく中で、教育の重要性は増すばかりであります。鮫川村の将来を見据えて、大胆な提案を申し上げたいので、考えを伺いたい。

それは、英語教育を含む幼・小・中一貫教育の実施であります。村が責任を持って、幼稚園に入る4歳から中学校卒業までの11年間の義務教育を行うということであります。こどもセンター、小学校、中学校という村の教育施設の全てを一つの学園と捉えて連携を図ることあります。そして幼稚園から英語教育を行い、高校に入るまでに英語を話し、英語を理解する段階まで英語の力をつける。厳しい財政をやりくりしてでも教育の充実を図り、人をつくっていくことで、将来の村を担う力になり、村の元気につながり、注目も集まり、村の魅力として発信していけると考える。人をつくらずして地域を発展させることができないのは、いわば今や真理です。教育や子育てに関する予算であれば、村民の理解も、また国の理解も得られると考えるが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 6番、京條英征議員のご質問にお答えいたします。

まず、1番目のご質問。

他団体に先駆けた村独自の教育については、正直のところ自信はありません。教育委員会

ではさまざまな教育の課題を検討し、その課題解決に向けて鋭意努力しているかとは思いますが、その点では皆、村独自の教育になっているものと私自身考えております。遅々ではありますが、成果は上がってきていると認識しております。

これまで村全体で行ってきた指導の一つに、言語活動、言葉です、の充実があります。それは狭い意味での言葉使いにとどまらず、人と人、人と自然、人と物との関係づくりで成果を上げているかと思っています。言語とは、国際的な言葉、国語的な言葉にとどまらないで、数理の式、音楽の楽譜、やがてはコンピューター言語、こういう広いところまで考えています。その結果、その検証についてではありますが、日々の学校での子供たちの対話や表情、しっかり書かれた作品などから、好ましい学習態度と人間関係が育ってきているものと評価しております。

次に、ご提案の英語教育を含む幼・小・中一貫教育についてお答えいたします。

本村では村内での幼・小・中の先生方が、子供の発達上の課題や問題の情報交換を定期的に行い、成果を上げています。問題が起きていないという成果でございます。具体的には本村では今度の6月16日木曜日になりますけれども、1学期中に小学6年生が中学校生活を体験し、来春入学の不安を解消しようとして試みをしております。また、教師同士の授業を参観することで、教育内容や方法は一貫的に行い、指導力の向上に努めております。

そして英語教育について申し上げます。

これまでの英語教育や数学教育の大きな失敗は、子供に教え込むことに重点が置かれてきたためであります。鮫川村では、英語の学習を通して、子供たちが自信を持って活動できるような計画を立てているところであります。また、ご承認いただきました天栄村にある英語研修施設、これはきのうから8日まで行くことになっていますが、効果的に活用し、学習に対する意欲や関心を育ててまいります。

最後になりますが、子育てや教育支援につきまして、非常に温かいご配慮に感謝すると同時に、教育に対する皆様のご期待と熱い思いを受けとめ、私自身が努力しなければならないと思っております。

以上を申し上げ、京条議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 6番、京条君。

○6番（京条英征君） ありがとうございます。

今まで言語活動に力を入れてこられた人と人との触れ合い、人と自然、その成果も見えるようであります。長い間の教育長の教育行政に関して、ご苦勞されてきたことがうかがえます。

す。大変敬意を表します。

いきなり、じゃやりましたかという、そういう答弁がいただけるとはもともとと思っておりません。少しでも前向きに考えていただけるのではないかなと思ひまして、英語教育を含む幼・小・中一貫教育の取り組みで、子育て世代の大変な注目を集めている学校が福島県にごございます。それを少し紹介させていただきたいと思ひます。会津の磐梯町であります。

磐梯町の町長、五十嵐源市町長が町長に立候補したときに掲げた一番の公約が、教育の充実だったそうであります。当時、会津若松市の小学校の校長先生をされていた福島県の教育界のベテランで斎藤秀治さんという方を教育長に招き、二人三脚で幼・小・中一貫教育に取り組んでこられたそうです。

一貫教育とはどういうことかということ、教育施設の全てを一つの学園と捉えて、幼稚園、小学部、中学部と捉えて連携を図るということです。小学校1年生の担任の先生は、幼稚園でこの子供たちがどのような教育を受けてきたのか、幼稚園の先生は小学校でこれから何を教えるのか、小学校と中学校の間でも同じようなテーマ、課題で年に10回も幼・小・中連絡協議会を開催している。それに全職員が、例えば算数部、国語部、社会部だとか英語部会といった担当の部会に所属してもらって、年10回ぐらい連絡協議会を開催しているそうであります。

では何で幼稚園のときから英語教育なのかであります。磐梯町では27年前からカナダのオリバー市と姉妹都市交流をしていて、毎年学生・町民、交互にカナダに派遣していたそうでもあります。カナダからも同様にやはりショートステイで来ています。その流れの一環だったそうですが、当時は選抜だったそうです。これは教育長も手を挙げていきたいという、特に子供たち、中学生には全員参加してもらおうと思った。最初は個人負担が幾らかあったそうですが、今は全額町が経費を負担しているそうであります。国際社会の中で英語はもちろん国際共通語だということは皆さんご存じです。高校に進学したときに英語を話せる、それも理解する力もあるということは、大きな自信のステップになります。

人づくりが大事なのは誰もが認めています。厳しい財政をやりくりしてでも、早くから教育の充実を図るべきと考えるが、教育長いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 教育はもちろん人づくりということを目指しておりますけれども、そして今話のあった磐梯町も教育長もよく私は個人的にも知っておりまして、結局、話を2

つに分けて、一貫教育ということは建物が一緒にあるということが望ましいことですが、現実的にはこれは難しいわけです。でも、できない、そういう難しいのでやらないというのではなくて、どこも、多くの町村では幼稚園と小学校と中学校がお互いに手を差し伸べて、私の村では高等学校まで、県立ではありますけれども入っていただいて、そういうことでは授業については、あるいは授業の方法については、子供たちの受け入れ態勢、送り出し態勢、こういったものについては、非常にうまくいっているのではないかと、こんなふうに考えて、余り大きなトラブルは過去になかったかと思っています。

次に、英語教育でございますが、英語教育につきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、これは非常に難しいところがあります。誰しもお話を、外国人とか異文化について触れたいという気持ちはあるんですけども、現実的に教員の中に、海外在住勤務する教員がおります。北京とかあるいは全世界に行っている教員がいますけれども、小さいお子さん、3歳ぐらいのお子さんを連れていった方の中に、日本語と中国語が一緒になってしまったとか、あるいは英語が一緒になってしまったとかということで、それを後で修復するのに大変だったという方が現実的にはおります。また、NHK等で同時通訳をやられた女性の方が、英語の、もちろんベテランの方がいらっしゃるんですけども、その方のお話などを聞けば、小さいころやらせるなど。英語を。そういうことで、学会の中でも2つに分かれております。どちらかというとならば経済界、財界関係の方々には利潤追求ですので、どちらかというとならば早いうちにと、そういう考えの方がありまして、英語教育も今、どちらかというとならば少しづつ先に進んでおりますけれども、私のこの村では村長のおかげで、まずは全員が子供たちが研修できるというこのすばらしさ、海外ですと、どうしても自己負担等があるので、参加する方は非常に少なくなってしまったということでもありますので、これに少し期待をかけているところでもあります。

なお、子供たちの意欲を育てるという意味で、中学校では漢字、それから英語、それから数学と。この検定を行って、子供たちがそれぞれ目指すところ、頑張れるように学校内では指導体制を整えているところでありまして、英語そのものをではなくて、英語を使って子供たちが遊べる、あるいは英語を使ったほうが便利だというような、そういう体験を特に小学校のうちにはさせているところでございます。

きょうあたりはブリティッシュヒルズで、子供たちがいろいろ、ろうそくをつくったり、スポーツを楽しんだりして、英語だけの世界に缶詰めしているところでございます。方法はいろいろあると思いますけれども、これも一つの方法かなとお答えをしておきます。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 難しい課題がたくさんあるのは承知しております。ですが、その課題を一つ一つクリアしてでも取り入れたら、この一貫教育というのはすばらしい教育効果が生まれるのではないかと思います。青生野小学校です。これも統廃合はいずれ避けて通れないのではないかと私は思います。すばらしい教育環境ですよという、教育長から直に聞いたこともあります。入学式に出席させていただきまして、それを見るだけでも、あの青生野小学校での教育環境というのはすばらしい、きりっとした姿、あれを見ただけでも感動いたしました。それは否定できません。これから後で話しますが、私は幼・小・中、鮫川でいえばこどもセンター、小学校、中学校。それから毎年のように繰り返している鮫高の存続問題、これもひっくるめて幼・小・中・高まで一貫教育できたらと、こう思っています。

教育の充実で磐梯町がどう変わったのか、ではそれで人口減少が抑えられたか、地方創生がなっているのか、そのあたり少しお話させていただきます。

普通小学校に入学したての子供たちは、5月か6月に行われる運動会が終わるころまで、座って先生の授業をきちんと聞くということが大変なのが現実なようであります。それから、授業にならないという場合も多かったようです。

磐梯町の小学校は、入学式の翌日、1学期の1時間目から授業ができるのだといいます。これはやはり一貫教育の成果であると思います。それが1年生の英語の授業でさえもそうだと思います。県の職員が視察に行ったときに、1年生の英語の授業にちょうど合ったみたいですが、オリーブ市から来ている教師だったようです。外国人のカナダの方ですね、その方が入ってくると、「ハロー」と入ってきて、「ハロー、グッドモーニング」。それで授業、ぱっと授業になるみたいなんです。これには驚いていたということが書いてありました。

子育て世代が注目するのは当然のように思います。人口減少の話になりますけれども、磐梯町に住みたいといった問い合わせが毎週のようにあります。若者定住住宅の整備が追いつかないのが実情で、団地式の民間の若者世代が住む公営住宅を整備しなければ追いつかないような現状だということを書いていました。転入する子供が広域より1世帯当たりの子供の数もふえています。磐梯町と鮫川村で立地が違うことから、教育の充実で移住の促進は簡単なことではないのは承知しております。磐梯町では会津若松市、あるいは喜多方市、遠くは二本松のほうから若者が移住してくるそうでもあります。そこは雇用も確保できるからだとい

うことです。ですから鮫川村と同様にはいきません。ですが、教育に関心があるのは、本当誰でも同じですけれども、若いお父さんお母さんたちは特に関心があります。もしかしたら転出していくのを避けることができるかもしれません。先ほど申しましたけれども、私は近い将来、高校まで一貫教育にと考えています。鮫川村で生まれた子供たちはみんな高校卒業するまで義務教育と捉えるなどは、これからの村には必要ではないかと思っています。

青生野小学校のことも言いました。すばらしい教育環境ではありますけれども、では、いい面だけを見ていないかと。これから荒波に向かっていきます。社会人になります。そのときに小学校での教育環境が悪いほうに及ぼさないかという懸念を持っています。それで統廃合に、もしかしたら望んでいる父兄の方もいらっしゃるかもしれません。このままで地域のコミュニケーションの場として青生野小学校は貴重な立場にありますので、これはどうしても維持したいという方もいらっしゃると思います。

内容は定かではありませんけれども、青生野小学校のことからちょっと離れます。定かではありませんけれども、ブリティッシュヒルズにある庭園村も民間教育に取り組むようがあります。内容は全くわかりません。一つの校舎で文化祭や運動会などを開催する。また、入学式や卒業式を行うなどは、村を挙げての行事となって、以前のようなにぎわいが戻って、そしてまた、村が一つになるようなそんな期待を持てしまいます。

鮫高の存続問題も先ほど申し上げました。課題が山積しているでありましょうが、熱意を持って当たれば国も理解してくれると思いますし、過疎に悩む村民の誇りと自信がつながるように思うのと同時に、一貫教育が福島県でももう2つの自治体で始まるみたいですがけれども、高校までとなったらどうでしょう。データがなかったので初めてなのか、既にどこかでやっているのかというのはわかりませんが、幼・小・中・高まで一貫教育、それも一つの校舎、校舎の建てかえあるいはその改修、多額の費用かかるかもしれませんけれども、これを成し遂げたら、先ほど申し上げましたように、教育効果というのは非常に大きなものがあるのではないかと。そこで学んだ子供たちが世界に羽ばたく、あるいは村内で力を発揮する、そんな時代が来れば、これはかなりの投資をしても、むしろ自信と誇りのある村になるのではないかと。全国初めてだったらなおさらよろしいんですけども、これから頭の片隅にじゃなくて、頭の真ん中に置いておいていただけるような、そんな取り組みではないかなと私は思うのでありますが、教育長、もう一回だけご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 私の頭の中にないわけではございませんが、もし本村でこういうこ

とを考えようとするときには、やはり現在の小学校と中学校と一緒にできる、あるいは同じ建物の中に入るような時期が一番よろしいのではないかと、こう思います。

そのためにも先ほど来申し上げてきたことは当然このことで、うまくつないでいく。そういうことで、現在私どものこの村では、言葉は違いますが、「一貫」と言っていますけれども、つないでいく、そんなことできつと皆様方にもお耳に入っているかと思えますけれども、今うちのこの子供たちのために一貫ではなく、つなぐということで教育をさせております。

なお、そのつないでいくということと、もう一つはご承知のとおり、非常にPTAの数も少なくなっております。そこで、この村の将来ということを考えてときに、今度6月19日に中学校で郡のPTA大会がございます。もしよろしければ文科省からそういう担当の方が来て、地域で学校を盛り立てるのはどうすればよいのか、通称コミュニティスクールと言いまして、そういうことで講演が予定されておりますので、きつとご案内はいかないと思えますけれども自由に聴講できると思えますので、ぜひお聞き願えればありがたいと思っております。

考えてはおりますけれども、そのタイミング、今後やはり当然新しい校舎が建つというときには、ぜひとも建ってからではなくて今から準備を進めているつもりでございます。

以上でお答えいたします。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 私がこれ調べている間、日本語もろくにわからないうちに英語かというふうな声もありました。でも日本語もよくわからないうちにでも算数も国語も理科も社会も習うわけですね。それと一緒にやるといったって、小学校は段差をどうしなければならぬ、いろんな基準があると。それには多額の恐らくは改修費用がかかると、そういうことも言われました。だけど、それも課題としてクリアできないことはない。理想は一つの校舎で、幼・小・中・高まで一緒にやることです。その教育効果というのが青生野の様子を見るとよくわかるんですね。それを少し、少しじゃなくて大分大きくですけども、人口減少社会の中で、どんどん減っていく中で、もしかしたら可能ではないのかと。それが鮫川の誇りになって、魅力になって、村外、日本中にこう発信していけるんじゃないかと、そう期待して頭の真ん中に置いていただきたい。ぜひ、村長と二人三脚で進めていただきたいなということをもう一度強調して、お願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 1 番、遠藤貴人君。

1 番、遠藤君。

〔1 番 遠藤貴人君 登壇〕

○1 番（遠藤貴人君） 今般の定例議会におきまして、次の1点について質問をさせていただきます。

次代を担う子供に必要な教育環境向上のための具体的な施策について。

公立校が進学塾とタイアップして進学塾講師が有料授業を学校で行う取り組みは、近隣の自治体でも既に始まっています。開始時は教育格差の拡大を生むなどと大変な物議を醸しましたが、実際には全国各地に広がりつつあります。

次代を担う子供に必要な教育環境の向上を考えると、進学塾講師による有料授業も一つの有効な手段と考えますが、村内の小・中学生を対象とした村で取り組む教育環境向上のための具体的な施策を伺います。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 1 番、遠藤議員のご質問にお答えいたします。

学校の先生あるいは保護者、地域住民の皆さんに、教育とは何ですか、どうすることですかという質問をすることがあります。その結果、多くの方が、未熟な子供に栄養とか注射をするように、教え込むことと答えていらっしゃる方が大部分でございます。けれども、幼稚園の先生方はそうは思わないのです。幼稚園の先生方はそう、教え込むこととはどなたもお答えになりません。教育、今、最先端で研究を進めておられる脳科学者の皆さんはこんなふうにおっしゃっています。教育とは、よい環境をつくること、これが教育なんだと述べておられます。

鮫川村教育委員会の重点施策に、人は人によってつくられるとありますが、全く無力な生まれたばかりの乳幼児からずっと、教育にはよい環境づくりが大事であると認識しております。特に乳幼児から安心していただけること、自分の要求によく反応してくれる人が身近にいること、優しい言葉をかけてくれたり、よく聞いてくれたりしてくれること、こうしたよい環境で育ってきた子供たちの脳は、好ましい成長をしていきます。

乳幼児の心の成長を2つの軸で見ると、1つは言葉。先ほど来出ておりますけれども1つは言葉。つまり知的な成長をしているか。もう一つは、人と人とのつながりの面で成長

が見られるかであります。次世代を担う教育を考えたとき、村民の皆さんが共通の認識に立ち、教育を進めていただきたいと、こんなふうに考えています。

以上のように、健全な環境で過ごしてきた子供たちは、幼稚園や学校で極めて健全に育っていきます。その特徴は言葉となってあらわれ、子供たちは知的な面でも社会性でも成長してまいります。

本村ではこうした健全な子供たちの発達を前提に、授業の充実と自主活動を促すため、今年度から英語、数学、漢字などの検定料に対して助成をいたしております。また、中学校においては放課後の部活動バスの時間まで、外部講師としてサポートティーチャーを迎えて、生徒に学習支援を行い、学習効果を上げているところであります。

以上申し上げ、遠藤議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 教育長、サポートティーチャーとおっしゃいましたが、そのサポートティーチャーというのは学習、勉強のほうでしょうか、それとも部活のほうでしょうか、お答え願います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） サポートティーチャー、これは県の負担、県のほうのお金でやっている先生が1人、定期的に中学校に来ております。もう数年になるんですけども。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 県費負担で数年前からサポートティーチャーが来て、部活バスの時間まで学習をしているということでありましたが、やはり都会と僻地の教育格差というのは広がる一方であるというふうに考えております。

進学塾や家庭教師といったものが乏しい本村において、教育における課題を克服し、やはり高校卒業までは村の子供は村で育てるという信念を実現しなければならないのかなというふうに考えています。

都市部との教育格差を解消し、地域の子供たちの自己実現を地域総がかりで支援する新しいモデルづくりを目指し、生徒にとって最適な進路実現の支援を目標とすべきと考えておりますが、教育長の考えはいかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 都市との格差と、確かに都市の一部の方は非常に恵まれた環境にありたいと思います。塾に行くのにもわずかな時間で行かれる。でも本村の場合は実質的には

大変な時間がかかります。そういう意味では大変だと思いますけれども、じゃ実際に田舎から出た子供たちの学力が低いのかというと、統計上は低くはなっていないです。平均で見れば低いかもしれませんが、トップレベルはやはりトップレベルなんです。

ですから、これは何を意味しているかといいますと、平均で見れば確かに難しいところがありますけれども、やはり教育は一人一人に成立するものだというので、大学に進んだ方も田舎から行ったからいつも低いところにいるわけではない。高校もそういう状態でございまして、必ずしもいい条件というか、塾とか何かがあるところで学んだ子供たちが成長しているかという、そうでもないという、統計的な結果が出ております。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 教育長の答弁の中で、トップはトップでそういう子供もいるというふうなお答えでありましたけれども、やはり教育、底辺と言ったらあれですが、できない子供たちの底上げというか、それがまた平均を上げることにもつながってくるというふうに見えるんですけども、村の基本構想の中の重要な柱の一つだと思うんです、やはり人材育成というのは。それを進めていくために、未来を担う子供たちが、将来の夢に向かって大きく羽ばたいていく教育環境づくり、先ほど教育長も環境づくりが大切だというふうな答弁をおっしゃっていましたが、それがやはり一番重要な課題じゃないかなというふうに私も考えます。

将来にわたって地域の機能を存続させていくためには、地域がみずからさまざまな分野、職種のエキスパートを育てていかなければならないというふうに考えます。それには子供たちの知力を高め、知力を土台として徳力、体力が相乗的に大きく伸長し、心身ともに著しくみずからの夢を達成する力を育成する必要があると感じます。そのためこれまで先人が築き上げてきた教育的な財産と英知、教育への情熱を再認識し、将来を見据えた教育環境を改めて構築することが大切であり、その過程においては保護者、地域、学校、そして行政が一体となって考え、ともに行動し実践することが重要であり、村全体で子供たちを考えていくことが教育環境をつくり出す最大の目的であるというふうに考えます。

保護者の中には、うちの息子には余り勉強してもらわなくていいんだ、余り勉強して頭がよくなっちゃうと、村の外に出ていっちゃうからというふうにおっしゃっている人もおりましたが、村外に出ていくことは、私個人としては大いに結構なことであって、国内、もとより国際社会にどんどん羽ばたいていってくれればいいなというふうに考えますが、最初から全員が全員、村内に残るといことは考えておりませんので、その中で5人でも10人でも村に残って地域を担っていってくれればいいというふうに考えます。

その一つの方法として、アーリーエクスポージャーという、これ医学の現場でよく使われる言葉なんですが、早い段階から現場を体験することによって、自覚、学習意欲の向上を図るための言葉であります。鮫川村にも手・まめ・館を初めとし、さざり荘、トレセン、ほっとはうすやひだまり荘など、いろいろな村の施設、サービスがあるかと思います。そういった施設を幼少期から体験させ、この仕事が村にとってどういった役割を担っているのか、この仕事がどれだけ村にとって大切なのかということを経験させることにおいて、私もこういった仕事やってみたくてというふうな思ってくれる子供が1人でも2人でも出てくれることが、村にとってはとても大切なことかというふうに考えますが、そういった村の施設の体験学習などについては、教育長のお考えを伺わせていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 体験学習というのは非常に今どこでもやられております。特に、お父さんとお母さんの仕事が見えない、昔は農業とか何かで見えたものですから、家にいて体験ができたんですね。今お父さん、お母さんの仕事が見えないということで、その重要性が叫ばれておりますけれども、まさにそのとおりで、学校あるいは幼稚園はちょっと現在はしておりませんが、見学程度でございますが、中学校では実際にこの公共の施設等で体験学習はしております。また、いろいろ見学等もしておりますので、これは今後も継続していきたいというふうに考えています。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 私が独自に進学塾について少し調査をしたのですが、民間学習塾が村、保護者と共同で運営を行って、低廉な受講料、調べたところによると、月1,000円程度を導入して、現在子供たちの学力強化に貢献している自治体も実際にございます。

教育改革という大きなうねりは、着実に進行している状況にあり、村の次代を担う子供たちが夢と希望を持ち、自信を持って、国内はもとより、国際社会に大きく羽ばたいてもらうことこそが村にとっても重要だというふうに考えております。また、教育改革の実現は地域や保護者の日常生活への影響がとても大きく、住民の理解、協力はとても大切であるはずで、常に住民の目線に立ちながら、一方で将来を見据えた的確な決断をしていかなければならないときなんだというふうに感じています。

教育改革というものは、一朝一夕で成果が見えるものではないというふうに私も考えておりますが、子供たちの将来に思いをはせながら着実に根気よく取り組んでいく姿勢と、保護者、住民、地域、企業の機運を高めながら協働を保ち、今後総合教育プランの実現に向けて、

さらなる努力を我々が傾注していくことを再認識することにして、私の今般の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（星 一彌君） 8番、関根政雄君。

8番、関根君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 平成28年第3回6月定例議会におきまして、性質がちょっと似ておりますが、2点につきまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

第1点目でございますが、選挙権の拡大の対応と、公民教育についての質問であります。

この夏の参議院選挙より満18歳の国民に選挙権が与えられることになりました。これは日本の歴史上、18歳成人論もあわせて、公民権の拡大の大きな改革と認識をしております。

これらの選挙権の拡大に対応すべく、青少年への公民教育は全国の教育現場や自治体が行い組み始めてはいるものの、若者の政治離れや無関心は解消できずに、関心と投票率は向上しないのではないかとということで懸念をされております。地域の若者は将来を担う重要な人材であります。郷土愛を育み、責任意識を持った政治参画ができる若者の育成について、本村独自の公民教育を継続的に計画し、実践すべきと考えておりますが、村長のご所見をお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず選挙権の拡大についてでございますが、選挙権年齢を20歳から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法は、ご承知のとおり、昨年成立しました。選挙権年齢の引き下げは1945年の終戦直後に25歳以上から現行の20歳以上となって以来、70年ぶりの改正だそうです。今度の参院選、7月投票から適用となります。新たに加わる18歳、19歳の有権者数は全国で約240万人、全体の約2%に当たるようであります。衆院選と参院選ほか地方自治体の首長や議会の選挙などにも適用されますが、18歳以上の未成年者であっても、買収などの重大な選挙違反があった場合には、少年法の特例措置として、成人と同様の処罰を受けることとなります。

今回改選を迎える参議院議員の任期は2016年7月25日までで、6月22日公示で7月10日の開票が決定されております。18歳選挙権は施行後初めての国政選挙から適用すると定められており、その後に地方の首長、議員選挙にも順次適用されることになります。

一方で改正法の附則には、現在20歳以上を成人とする民法や、20歳未満を対象とする少年法の適用年齢の記載について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずると見直しを促す規定が盛り込まれています。

以上で選挙権の拡大の対応についてのお答えとし、公民権の教育については教育長より答弁をさせます。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 8番、関根議員の1番目のご質問に続けてお答えいたします。

学校教育における選挙権年齢の引き下げの対応につきましては、公職選挙法の改正が平成27年6月19日に公布されました。高校生に対する政治への参加意識を高めるための指導の充実等や高校生の政治的活動に係る考え方の整理が必要となります。

1つは、公職選挙法の改正を踏まえ、習得した知識を活用し、主体的な選択、判断を行い、他者と協働、ともに働きながらさまざまな課題を解決していくという国家社会の形成者としての資質や能力を育むことが期待されております。

2つ目は、政治的教養の教育において、具体的な政治的事象を取り扱うことと生徒が具体的な政治的活動等を行うことと区別することが必要であります。こうした観点から留意点を整理していく必要があるかと思えます。

小学校が、平成32年度から始まる学習指導要領の改訂が国によって大筋はできておりますが、中学校の指導、高等学校の指導とのつながりを逐次検討し、狙いが十分に達成できるように努めてまいります。

なお、本村で行われている小学6年生を対象とした子ども議会を発展させ、テーマを決め、予算化し、例えば中学生村長選び、答弁者とする議会を継続していくことも意識改革につながるのではないかなど考えております。そして大事なことは、大人が若者をどう見ていくかにかかっているかと思っています。

広く皆様方のご意見をいただきながら、地域の教育力を育ててまいりたいと考えています。

以上、8番、関根議員のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 教育長のほうからも公民教育の、今後ですね、子ども議会を発展させながら、なお、中学生にもこの議場を教育の場として、議会、模擬議会等して教育したいと。まさに理想だと思います。さらに高校生、この前の子ども議会の6年生。6年過ぎると選挙権を得るわけですね、子供たちも非常にいい経験をしたのかなとは思っております。

教育長に再質問させていただきたいのですが、今回の我が村には鮫川校という高校がございますので、この高校は県立ですから教育長の管轄になるかどうか、この模擬投票とか、それから今回の投票に対しても、学校教育でどのような指導をされたのか。

また、小学生はちょっと無理かもしれません。中学生、高校でディベート、要するにその討論、賛成・反対をきちんと自分の考えを述べる。こういった討論することによって、もっといい村をつくりたいと、もっといい目的を導きたいというのが、議会の我々の目的でもあるし、この討論のすごいよさであります。そういった教育って学校教育の中で先ほど私が言った高校の模擬投票だとか、選挙に対する教育、それからそういったディベートを通して、討論しながらいいものをつくり上げていくというような教育を、現在本村でされているのかどうかをお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） まず、高等学校につきまして、直接私どもの権限外であります。先日高校の分校の分校長さんとお話をする機会がありまして、このことをお話を申し上げておきました。何か特色ある学校にしたいという意気込みが感じられておりましたので、私が持っている資料等を差し上げながら、この問題については話をいたしました。

次に、ディベートにつきましては、ディベートというのは要するに反対か賛成かを2つに分かれてお話をすると。このことにつきましては、本村でも過去において、村の子供の教育を考える会で何年か前に実施したことがあったんですけど、大変不評でした。といたしますのは、やはり皆さんの中に大変抵抗があるということで、自分の意見をお話するということはどうしても対等の立場に立てないという方があって、大変不評でした。

そこで昨年の子供の教育を考える会では、みんな平たいテーブルのほうがいいということで、村長さんにも議長さんにもこう、皆さんにも出ていただいて、対等の立場で話し合いをしましょうと。これは大変好評でした。ですから一遍にそれはなかなか一般の場合は難しいんですけども、一部授業の中では小学生も中学生もやっておりますけれども、全体の場になることはなかなかまだ時間がかかりますけれども、とにかく自分の考えが持てる、持ったことをしっかり出せる、この段階を経ないと、いきなりディベートやらせようとするど

うしても作文を読むようになってしまいますので、若干時間をいただいてですね、徐々にそういう能力を育てていきたいと考えてはおります。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 今回の1番目の一般質問は、青少年の子供のうちからきちんと村づくりとか、それから大事なことを、自分の考えをきちんと表に出し、また村づくりに参画していくというその鮫川流の、子供に目を向けた教育を、そして村を挙げて、宝物である子供たちにそういった政治参画も含めて村づくりのアイデアを出すというところが必要なのではないかという観点から、それがきちんと自分たちの考えで選んだ村長、選んだ議員、それから選んだ国会議員ということに将来なり得るということで、選んだものに対してはきちんと責任を持つということが肝要ではないかと思って、質問させていただきました。

子ども議会3年目を迎えておりますが、全国の子ども議会で子ども議会の意見が村政に、町政に、市政に反映されたという比率は6割以上だそうです。ですから今そのように変わってきています。

村長に再質問させていただきたいのは、村長挨拶でおっしゃられております、最近、村の中心部に子供たちが遊べる、親子で遊べるようなそういったエリアが欲しいということも、将来的にそういう施設をつくりたいなという話をして、これは村民からの要望を受けての施策だと思いますが、こういったものに小学生、中学生、さらには高校生、段階を踏まえて、そして子育て支援の方々も交えて、こう会議を開いて、きちんと子供たちの目線からの意見を聞く。そういった段階を踏んでいって、本当に必要な内容の濃いものをつくる。子供たちは自分たちが発案したものがきちんと村に反映されてつくっていただいたという、将来、村を愛する子供が育つための一つの意見を聞く、大切な会議ではないかなと思いますし、そういったものをこれから青少年教育、子供は住民であって主権者なわけですから、そういったことをご提案をいたしますが、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ただいまの関根議員の再質問の中で、村の中心地の繁栄ということだと思います。これは第4次振興計画の中で私は常々話しておりましたが、第3次振興計画までは鮫川村は7つの大字が、旧でいいますと明治22年に7つの村が合併して、一つの鮫川村になったということで、7つの村がそれぞれ地方の特徴を出した村づくりが鮫川村の繁栄につながる、そういう思いで行政を預かってきましたが、今度の第4次振興計画の中でいろい

る提案をされました。若い人たちの意見が今回は随分聞くことができたのではないかと思います。

そんな中で特に、鮫川村でなくて、よそから若い人、要するに嫁さん方です。その嫁さん方が鮫川村についていろいろ客観的な、おか目八目でわかるんですね。そういつて村に来てびっくりしたこと、まず明かりが少ないこと、遊び場がないこと、お母さん連中が寂しいときに集う場所もない、そういった声を聞いたときに、村の中心地のにぎわいをもう少しこうつくれば、また違った村の振興が図れるのではないかと。

各大字はそれぞれの特徴を出した村づくりが10年でできたのではないかと、そういう安心感もあります。今度は思い切って村の中心地にそういった繁栄を10年、20年計画で、これは相当大きな計画になると思います。こういったのを今計画して、もちろんこれは私の第4次振興計画の中で皆さんから提案された思いではありますが、これを形にして、これを具現化するためには、まだまだ今、言った子供たちの意見ももうちょっと反映させなければならぬと思います。

ただこれを一堂に集めてどうだというのではなくて、それぞれふだんの生活の中から、議員さんは議員さんの活動の中からそういった声を反映させてもらって、これは1年、2年でできることではないと思います。恐らく10年、この第4次振興計画の中で完成できればいいなと思うような大きな事業であります。こういったものもぜひ具現化して、村の中心地、そして具体的にいいますと、農業者トレーニングセンターの前の山も一つとりたいなという思いです。この山をとって、この土をどこに持っていくか。この山にも個人的な使用権がありますし、捨て場もいろいろございます。こういった人の皆さんの協力・理解が必要であります。こういったところで山をどこへ持っていくか、これが大きな課題であります。

こういったものを皆さんで真剣に考えながら、村の将来を語り合っていて、夢を見ていきたいと思いますので、どうぞ皆様方もこういった発想にご協力とご努力をお願いしたいと思います。また、地権者のご理解等もこういったふだんの議員の活動の中から醸し出していただければと思います。

そういったことです。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 青少年、また小学生、中学生の村づくりへの参画は少しずつ前に出てきて、子供たちの意見がきちんと反映させることのできる村づくりであってほしいと思います。

春先に福島民報に投稿した、鮫川の関根君という17歳の子がおりましたが、僕たちは選挙権を得るということで、政治には地域の政治家を生むためにも、政治に対しての責任があるということを書いた子がおりました。本村にはそういった子がどんどんと育っているということで、心が非常に温かくなるとともに、頼もしいなという思いをしております。

この子供たちがいかに自分が考えたことを表に出して、そして将来、自分の責任においてきちんと諦めることなくとか、ただ単に投票率をアップするということだけじゃなくて、自分の考えが村に反映できたということが、将来的に一度ふるさとを離れてもおやじかおふくろの待つ、近所の方々が待つふるさとに戻るといようなUターンをきちんとしてくれて、なおかつごみのない村であって、村がきれいだというのも自慢できるような、そういった環境づくりが必要なのではないかと思います。

それでは、続いて2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

この質問につきましては、私は今まで何度か同様の質問をさせていただいておりますが、村民が主人公となる村づくりについてであります。

第4次振興計画は、「つながりで支え輝く村づくり」をテーマとして、10年間の村づくりのスタートとなりました。鮫川村まち・ひと・しごと創生総合戦略もあわせて策定をされて、主要施策として13のプロジェクトを計画をされております。既に温泉活用プロジェクト、湯の田温泉の活用、このプロジェクト、さらには鹿角平観光牧場合宿誘致推進プロジェクト、そして先ほど同僚議員からも紹介ありました今回の産業おこしプロジェクトなど、村民を主体とした計画が検討をされて、たたき台を今づくりつつあるということであります。

中でも産業おこしプロジェクトの中で、「村民全員・私が主役」と、このように提唱しておりますが、まさに将来の村づくりに向けて的を射たテーマと思われれます。既に計画されている各プロジェクトの実現に向けて、多くの村民とともにこれらの計画を共有する、さらに広く広聴、公開することで意見や提言を施策に反映させる。また、女性や青少年の意見や要望をお聞きすることも住民参加の村づくりには不可欠であると考えております。

今後の人材育成や、村民主体の村づくりへの村長の所信さらには具体的な計画につきまして、お伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 関根政雄議員の2つ目の質問にお答えを申し上げます。

鮫川村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、第4次振興計画策定に引き続き、村民有志から成る村づくり委員会の委員の皆様と職員と一緒に計画の内容について検討していただきました。そして総合戦略の基本理念を、子供、若者、女性の自己実現ができる環境づくりとし、これからの時代を生きる子供たちや若い世代及び女性たちが自己実現できる環境を実現していくために、3つの基本目標を決めました。

1つはふるさと回帰の推進、2つ目に稼ぐ力の創出、そして暮らしやすくにぎわいのある村づくりの3つの目標であります。そしてこれらの目標を実現するための主要な施策として13のプロジェクトを計画しました。その中の温泉活用プロジェクトや鹿角平観光牧場誘致推進プロジェクトは既に検討委員会で検討いただき、基本構想をまとめたところであります。

今後は、基本構想をもとに、さらに村民の皆様意見を広く聞き、緊急性、重要度、費用対効果などを総合的に判断しながら、事業の具体化に取り組んでいくところであります。

総合戦略では、計画されたプロジェクトは、いずれも村民の皆様参加や協力がなければ実現できないものであります。住民参加の村づくりを推進していくためには、村民と職員と一緒に議論することが大事だと思います。村民と職員が直接話し合い意見を交わすことが、ひいては村の将来を担う人材の育成にもつながっていくものと思います。関根議員ご指摘のように、女性や青少年の意見や要望をお聞きすることは、とても大切なことと思います。しかし、例えば委員会の委員を公募しても、特に女性の委員の応募がほとんどないのが通例であります。女性や若者が積極的に参加しやすくなる工夫がもっと必要だと感じてはいます。大切な課題として改善に向けて取り組んでいきたいと思っております。

本村のような小規模自治体のメリットの一つは、住民の考えを直接政策に反映しやすいことだと思います。自分たちの村は自分たちで決めるということだと思います。だからこそ女性や若者を初め、できるだけ多くの村民が村づくりにかかわることのできるように、常日ごろから心がけ、本村の歴史、文化、自然環境、地場産業、そして人材を生かし、今あるものに磨きをかけ、村民が幸せ感を実感できる村づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

以上で、8番、関根議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 数々の協議会の公募をされております。本当に少ないと思っております。1人とか2人の応募というところもあります。これはまさしく村づくりに村民の方が関心がないのかあるのか、わからないところもございますが、ただこれは諦めることなく、そして今回産業おこしプロジェクトも、実は今月この結果を、やっぱり村民にきちんとお伝えする、

公開して、もっと別な角度からも意見をお聞きする必要があるなと思って、議員我々も聞かせていただいて加味をいたしましたし、さらに今月14日に商工会で関係者に聞いていただくことになっております。こういった皆さんが議論をして、そしてアイデアを出し切って真剣に考えた結果をもっと村民にも公開しながら、さらに磨きをかけるということが必要なのではないかと思えます。

この13のプロジェクト、まだ着手していないものも数あるかと思いますが、ジャンル別というか、どうしても女性の方も少ないジャンルというか、例えば若い人たちの村づくり協議会、それから女性だけの協議会とか、それから高齢者も含めて、子育て中の方々とか、農業関係者、商工関係者さまざまありますが、そういった方々に絞り込んで、小さな丸座でこちらから村長みずから出向く、または企画立案した村民の方と一緒に出向いて、ある一定の時間をかけてお聞きする、それと今、青年団と昔の婦人会という女性の団体がどうしてもなくなってしまっております。残念なことです、大字地区に行くと青年団が今でも一生懸命伝統行事を守っている地区もありますので、そういった公民館一堂に会して村づくり協議会じゃなくて、地域地域に昔、前に地域懇談会というのが村長4年1期の中で地域懇談会やられておりますが、そういった出向く、出前の村づくり会議を絞り込んで計画されてはどうかと提案しますが、村長いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今、関根政雄議員の新しい村おこしにということでの質問ですが、これは第4次振興計画の策定の際に十分検討し合った中身であります。こういったことでご理解いただきたいと思えます。

ただ鮫川村は今皆さん頑張っております。青年会も、先日西山の出身の青年の結婚式がありました。西山地区は本当に青年が活発で、30人ほどが舞台に立って、本当に鮫川いっぱいの青年が集まったのかなと思うくらいの元気があります。ああいった中で鮫川の将来を語り合うことは、今関根議員が話していた中でも、とても希望の持てるお話し合いができるのではないかと。こういった人たちが村づくりの第4次振興計画の策定の懇談会には全然来なかったんですね。関心がないというか、逆にそれぞれの地元の議員さんにそういった活動はお任せしている。そういった捉え方もできます。ですから議員の皆さん方、常々その議員活動の中でそういったその声を拾って、積極的にこう議会活動に生かされると、村民の声が反映された議会も展開できるのではないかと思えます。

もちろん私も今そういった青年会、あるいは今鮫川村でご活躍いただいているのが婦人部

の集まりであります。食生活改善推進委員会あるいは保健推進委員会あるいは健康促進ビーンズヘルスの会、サポーターの会ですね。こういった皆さんの頑張りが、今いろいろな面で鮫川村の振興に役立っているんですね。こういった皆さんに私はできるだけそんな会合には出席をさせていただいて、皆さんのお話を聞くようにしているんですけども、大勢集まると、なかなかできないんですね。30人ぐらい集まると、本当にその強い意見を持っている1人、2人の人たちの発表会で終わっちゃって、皆さんの意見は聞けないということもありますけれども、こういった機会を捉えながら村の思いを話して、皆さんの思いを吸収して、できるだけ少数意見でもそういった輝く意見があったら拾って、皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと思います。もちろんそれぞれ議員活動の中で、例えば皆さんも恐らく地域での報告会とかそういうのは開催すると思います。ぜひそんなときに参考になれば、村の職員もちろん私も初めて一緒に行って、皆さんの声を頂戴する、聞く機会はいつでも準備ありますから、ご相談いただければと思います。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 村長のほうから、私どものほうに地域の報告会、それからそういった説明責任を果たした中にも職員を派遣するという、そしてまた地域の声を、できるだけみんなの声を村政に反映させるという前向きなご答弁をいただきました。

やっぱり人が集まらないというのは、どうしても手法とやり方があると思います。それから集まっても、なかなか発言するには勇気があるというのは、我が村の村民性であります、さまざまな手法をお持ちの村民もおりますし、また、ワークショップというか皆さんの意見を共有するそういった手法も備えたプロの方も当然いますので、そういった方々の力をかりながら皆さんの意見を、本当に泣くような声でも、声を出せない方でも、いい意見を持っている方いっぱいいらっしゃるのが我が村でありますので、みんなの意見をぜひとも村づくりの村民参画の村づくりに反映させていただきたいと思っております。

また、私どももあわせて地域の真剣さがあれば、私どもの村の関係者の真剣さがあれば若者はついてくると思います。若者と一緒に、女性も含めた地域づくりを皆さんで築きながら将来、孫子にこの村をつなげていくために同じ汗を流すということをご提案申し上げまして、今回の一般質問を2点終わらせていただきます。

ご答弁ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 6月定例議会、最終の一般質問ということで、村長に答弁を求めたいと思います。

まず最初に第1点目、県のサポート事業採択について。

福島県地域創生総合支援事業、サポート事業の採択により、本村の環境景観づくりに取り組むことができる。自然豊かな里山景観のさらなる充実と村の魅力を創出する担い手組織の検討を行う概要となっておりますが、具体的な地域づくりの事業内容についてお伺いをしたいと思います。

なお、28年度一般会計補正予算専決処分で提案されておりますが、村長の将来に向けた景観づくりの具体的な概要をお示し願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田武久議員の一般質問、県のサポート事業採択についての質問にお答えを申し上げます。

平成28年度の福島県地域創生総合支援事業の補助を要望しておりました里山景観資源活用活性化事業は、既に新聞等で報道されたとおりの県の採択を受けましたので、早期に事業に着手するため必要な予算の補正を専決処分し、業務委託契約を締結し、事業に着手しております。今ほど議員のお話ししたとおりであります。

この里山景観資源活用活性化事業は、昨年度に引き続き、県のサポート事業の補助を受け実施するものですが、事業の目的は、美しい里山景観の創出を図り、都市住民等の癒しと活力を生み出すふるさとづくりを目指すものであります。さらに地域交流を起点に、ふるさと回帰等の移住者の増加を進めることを目的としています。

具体的な事業内容は、村を訪れる人にとって一番魅力のある美しい自然と調和した農村風景を創出することであり、本事業の中で取り組む里山景観創出活動実証事業は、村のシルバー人材センターに委託して行う景観保全業務であり、これにより村内の景勝地周辺や文化財、歴史遺産、公園敷地、水道施設、生活道路沿線や公共施設周辺の草刈り作業を行い、

美しい里山景観を維持することに大変有効な取り組みであると思います。

また、本村の手入れが行き届いた農地や山林などがつくり出す美しい里山景観は、長年にわたり地域住民である各農家が、農地や山林の手入れを行ってきたことにより守られてきました。しかし近年、高齢化の影響により継続していくことが困難な地域も出ており、村全体を対象に里山景観の創出活動を行う担い手組織等の育成が求められているため、シルバー人材センターの活用も含めて、担い手組織等について検討することも本事業で予定しております。

人が集まる美しい村づくりを推進していくために、里山景観の保全は欠かすことができませんので、可能な限り補助事業などで財源を確保しながら、今後も継続に取り組んでまいりたいと思います。

以上で、9番、前田議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今村長から答弁がございましたが、本村で一番力を入れているのが館山公園の整備事業、そのほか各名勝地の景観維持等を進められておるわけですが、現在このサポート事業によるスタッフ、検討委員の構成を図られておると思いますが、それらの構成員はどのぐらいになるか。実際この専決処分の予算等を見れば大体想像はつくんですが、その辺、そしてまた全村にまたがった検討委員の選出を図られると思いますが、それらについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この地域創生総合事業のサポート事業で関係している人数であります。ほとんどが、9割がシルバー人材センターに事業は委託しております。そのほかに……。

〔「名称は何ですか」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 森づくり委員会の人たちのグループ、この人たちの、森づくり委員会のグループの人たちは……別な名前あったよね、何ていう。森づくり委員会でいいかな、この人たちの活動に対しても、計画に対して館山公園に意見をもらうという形で公園づくりに協力をいただくという形で準備をさせていただきましたということです。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） シルバー人材がその委員のメンバーの主であると。

作業班とは違うんですか、これは。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） はい、このサポート事業を大体請け負ってくれるのがシルバー人材センターということであります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今度の専決処分案としては、これからの景観づくりに対する、委員に対する報酬というようなことでもって上げられていると思うのですが、実際にこれからのプロジェクトを進める上での構成とは異なるんじゃないかなというふうに考えておりますが、その辺。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、シルバー人材センターに事業は、ほとんどが館山公園の事業に今度専決させてもらったのがあります。館山公園、ちょっと昨年、一昨年随分遅く刈って事業が不評だったんですね。それでもってことは早くやりましたから、今までの3分の2ぐらいの経費で仕上がったと思います。こういった早目早目の手で打ちますと、そうですね、大体1回の仮払いで160、170万ということであります。ですから400万ぐらいで1年間管理できるのかなと、そういう思いであります。これがちょっとおくれますと倍近くかかって、また、その景観的にも不評だということで、いつも整然とした手入れの行き届いた公園を村民の皆さんに、あるいはよその町の皆さんにお見せするというのも村の自慢かなということで、こういったことで早目に利用させていただきたいということが、専決させていただいた理由であります。

〔発言する人あり〕

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 私の答弁漏れがあったそうで、検討委員会のほうの細部にわたっては担当課長より説明をいたします。

○議長（星 一彌君） 企画調整課長、鏑木重正君。

○企画調整課長（鏑木重正君） 前田武久議員の質問にお答えいたします。

議員さん質問の件は、専決処分で起こされた予算についての質問だと思いますが、今回この地域創生総合支援事業、サポート事業の中で、採決を受けた中で契約しているのは、一つには里山景観の創出ということで、シルバー人材センターに草刈り作業を委託する経費、それとあわせて先ほどの村長答弁の中にもありましたように、その担い手組織の育成が必要になってきておりますので、その担い手組織について検討をしていくということであります。その委員については、またこれから選考していきますけれども、区長さん初め村民の方から

選考し、大体15人程度の委員さんで、3回程度の会議を開催ということで考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 1点目のサポート事業については了解いたしました。

次に、国保診療所再開について。

3月末で医師不足となり村民の不安を招いたが、幸いにも4月21日、小野節先生の着任により診療再開となり村民も安堵しております。

医師との雇用契約、待遇についても伺いたい。また、送迎による勤務と聞くが、医師住宅の入居への可能性についてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田武久議員の2点目の国保診療所についてのご質問にお答えを申し上げます。

大変心配をおかけしましたが、4月からの診療所の医師不在につきましては村民はもとより、議員各位におかれましても大変ご心配をおかけしましたこととおわびを申し上げたいと思います。

おかげさまでご承知のとおりであります鏡石在住の小野節先生、81歳です、との委託契約により、4月21日から再開し、診療に当たっております。

医師との雇用契約、待遇についてのご質問であります。委託する業務は月曜日から金曜日までの診療業務に当たるほか、各種予防接種、乳幼児の健康診査、小・中学校・こどもセンターの学校医、社会福祉施設の嘱託医の業務とし、委託料月額100万円で、平成30年3月31日までの2年間を契約させていただきました。医師住宅につきましては、契約の際、住宅を見学いただきまして居住することをお願いしたところ、まず立派な住宅であるということはお褒めをいただきましたが、先生の事情があつて、今、3人家族だそうです。そういったことで息子の世話をしなければならないということで、どうしても自宅から通勤したい旨が相談ありましたので、まず遠路である、そして高齢であることに配慮し、それはこちらから送迎をとということでお約束をさせていただきました。

医師を確保するに当たりましては、小野先生の現在の生活環境を維持したいという、そういった先生の要望にお応えしたということでもあります。

医師住宅は、社会資本整備総合交付金事業で医師の安定居住のために、交付金と過疎債を財源に整備したものですから、医師以外の居住は目的外使用とみなされてしまいます。空き家にしておくのは誠にもったいなく、居住しないことで劣化が心配されるところではありますが、適正な管理に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、次の機会になりますと、そういった村に居住してくれる医師等の話になろうかと思っています。こういったところで2年間、ただ2年間の中には小野先生の都合もまたできたときにはというお話をさせていただきました。そういうことで、ご答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 小野先生、本当にこれからお世話になるわけですが、自身についても自分が高齢者であるということで、我々一番これから危惧するのは、それから先のことですね。いかに前回のような無医村を食いとめるかということでございますし、常に村長が、この医療関係について先生の依頼等はどうなっているんだというようなことで聞くと、県のほうにお願いして見つけてもらっているんですが、なかなか見つからないと。この小野先生が決定されたときですが、村長からもう一人の医師が、若い先生というような話でしたので期待をしているわけでありましたが、その後その先生との交渉等など進めておられるのか。また、村でもホームページ等で公募等も図られると思うのですが、これらの作業をされておるのか、どのような努力が見られるか、お聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 小野先生以外にもう一人の方を、61歳です。こういった前途有望な先生の応募もありました。ですが、小野先生とお話をして契約をした後だったんですね。ですので、その先生には細かい村の事情はお話をしませんでした。ただ村の公募を見たときに鮫川村まで来たそうです。とても鮫川の農村景観が気に入ったから、こういうところで働くのも、地方診療も、私、興味があったんだというお話を聞かせてもらったということでもあります。ただ2年間は申しわけないですけどもこういった形でというお話をし、それではまた次の機会にお話をさせていただきます、2年後にもし私が必要でしたらお手伝いしますということですが、小野先生は85歳まで働きたいと言ったんですよ。85歳まで頑張ってみたって。そんな話なものですから、皆さんもこういった、最初は2年ではありますが、この2年間であと2年後あるかないかはご判断していただいて、私はとてもすばらしい先生でありますから、健康の許す限り、恐らく85歳までは村で働いてもらえるのかなと、そういう思いしております。ですから、この辺、村民の評価も待ちながら、この61歳の先生には逐次報告をし

ながら、先生、今勤務しております。十分そちらのほうで勤務している先生ですから、別に鮫川で使わなくても全然大丈夫な先生ですから、そういったことをご理解いただければと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 小野先生には長期間、村の医療診療に当たっていただきたいというのが山々なんです、契約期間が2年とすれば、当然2年後には更新契約にいくと思うんですよ。そのときになって健康状態が思わしくないとか、前回のようになんかの調子でもって無医村になるといった状態になったのでは遅過ぎますので、恐らく村民ももう少しちゃんとした先生を、小野先生もちゃんとしていると思うんですが、年齢が年齢だけに心配される面もありますので、これはやはり今から先生の契約期間中は先生にお世話になるということで、その後は一応後任の準備をするべきだというふうに考えております。そういったことに対して、先生もこれは理解されると思うんですよ。だからそういう後で後悔するようなことになったのでは、そのときには間に合わない事態になりますので、ぜひ今からそのような準備をされるようお願いするものですが、その辺の決断をもう一度確認しておきたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず今回の不手際というんですか、大変反省しております。ただ86歳の先生にあれほどの要求されるとはとても思いませんでしたものですから、ああいったことになりまして、その辺もやはり医者とのコミュニケーションを図る機会が少なかったということに、そういった反省材料があるのではないかと思います。

今回はそういった、近くになりましたらば、しっかりと話し合いをしながら、契約の更新あるいは新しい人を見つけるなどの策を講じていきたいと思えます。

ご心配をおかけして本当に申しわけないと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番。

○9番（前田武久君） それからもう一つなんですけれども、先ほど縛りのある交付金でもって医師住宅を建設したということで、医師以外の入居は認められないというようなことですが、それらについてですが、これは永久にその入居の使用は制限されるのかどうか、その辺。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 補助でもらった建物は永久に建物取り壊しまであると思えます。です

が、今度の小野先生も都合によってはあそこを利用していただける。帰れないときもありますし、いろいろ都合あると思いますから、小野先生にいつでも鍵は渡して利用してもらう。今、そういったことで住宅を管理しながら、あの住宅は医師用として確保していきたいと思っています。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） あそこに対してはできるだけ先生に滞在してもらうような方向でもって交渉していただきたいと思っています。

それと前に、これも関連することではありますが、越虫の村営住宅ですか、これも一種の在宅を図るための投資住宅なんですけど、これらについての使用状況はどうなっているのか、その辺についてお聞きしたい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 越虫の医師住宅です。今度はその必要はなくなったわけですから、前には隣の人からの希望があったんですね。ただ隣の人もいろいろ事情変わったそうで、一旦医師住宅にならなかったときには売るという腹も決めたんですね、皆さんで協議しながら。ですから売る方向で今検討させていただきます。そういったことで、それほどその、一旦確認したそうですが、ほとんど2年前と変わりなく傷んでないですよ。傷んでなくて、そのまま入居できそうですから、新しい希望者を当たってみたいと思います。そういったことで皆さんも心当たりがありましたら、金額的には1,000万で買ったものですから800万ぐらいでということでもありますので、できればご協力いただければと思います。

そういうことをご協力をお願いして、答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） もともとあの住宅、これは何であんなところに買い求めたのかというふうなことで、私も再三意見を申し上げてきたわけですが、6年前に近くの持ち主が買いたいというようなことで村のほうで断ったというようなことで、結局は先生のためにというふうなことで残したわけですが、やはり村の財政面から考えても、そこに村民住宅は必要、まあ入る人がいれば必要かもしれませんが、今のところ全然見通しが無いということですので、やむを得ないなというふうに私も考えております。その辺早急に処置をしていただきたいと考えております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（星 一彌君） これで一般質問を終わります。

ここで、15時25分まで休憩いたします。

(午後 3時17分)

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時25分)

◎報告第2号～報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第4、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてから日程第5、報告第3号 白河地方土地開発公社の経営状況についてまでの2件を一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

[議会議務局長朗読]

○議長（星 一彌君） 本件について報告を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、報告第2号、報告第3号の2件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、報告第2号 繰越明許費計算書についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページから3ページをごらんください。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度の鮫川村繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

繰越事業の詳細は、2ページからの一覧表のとおりであります。

一般会計ですが、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業1,729万8,000円のほか、4事業合わせまして1億2,340万9,000円。

3ページをお開きください。

簡易水道特別会計の鍬木田配水池整備事業3,600万2,000円のほか1事業、合わせまして4,103万9,000円であります。

それぞれ事業の繰り越し理由については、さきの議会で説明しておりますので、理由の説明は省略させていただきます。

平成28年度中に全事業が完了するように工程管理に万全を期すものであります。

次に、議案書4ページから11ページをごらんください。

報告第3号 白河地方土地開発公社の経営状況についてのご説明を申し上げます。

本報告は、鮫川村が出資している白河地方土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、説明書類を議会に提出するものであります。

平成27年度の事業報告及び決算報告書は議案書に添付した資料のとおりであります。

以上で報告第2号及び報告第3号の説明とかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号から報告第3号までの報告を終わります。

◎議案第56号～議案第58号の上程、説明、質疑、採決

○議長（星 一彌君） 日程第6、議案第56号 専決処分の承認を求めることについてから、日程第8、議案第58号 専決処分の承認を求めることについてまでの3議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第56号から議案第58号までの3議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第56号 専決処分の承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

議案書の12ページをお開きください。議案書は12ページから24ページまでになります。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布、同年4月1日から施行されることになり、鮫川村税条例等の一部を改正するものであります。

改正の主なものとしては、法人住民税では消費税10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部が交付税原資化され

るものであります。これにより法人住民税法人税割が現行の9.7%から6%に引き下げられることとなります。軽自動車税においては、消費税10%への引き上げ時に自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割が創設されるもので、自動車税におけるグリーン化特例は基準の切りかえと重点化を行った上で1年間延長され、軽自動車税におけるグリーン化特例も現行の特例措置の適用期限が1年間延長されるものであります。また、固定資産税においては、わがまち特例を活用した税負担軽減措置が盛り込まれ、再生可能エネルギー、発電設備に係る課税標準の特例措置が2年間延長されること。農地等にかかわる不動産取得税の徴収猶予制度の見直しなどが行われるものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日に専決処分をしたため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第57条 専決処分の承認を求めることについてのご説明であります。

議案書25ページから26ページをごらんください。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成28年1月29日に公布され、平成28年4月1日から施行されることにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平確保及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものであります。国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を54万円に、また、後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額を19万円に改正するものであります。また、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を、5割軽減において被保険者数に乗ずる金額を26万5,000円、2割軽減で被保険者数に乗ずる金額を48万円とするものであります。

本案も同じく地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日に専決処分したため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第58号 専決処分の承認を求めることについての平成28年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は27ページから30ページです。平成28年度一般会計補正予算の事項別明細書1ページ、2ページを、事項別明細書です、ごらんください。

本案も地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年5月17日に専決処分したため、同条第3項の規定により処分の承認を求めるものであります。

事項別明細書1ページをごらんください。

補正前の予算額29億3,000万円に対しまして、今回375万4,000円を増額し、補正後の予算総額を29億3,375万4,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入です。

14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金375万4,000円は、県の地域創生総合支援事業費補助金です。

歳出です。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、13節委託料553万5,000円は、村の里山景観を保全するための事業について、県の地域創生総合支援事業補助金を受けて実施するもので、草刈り作業をシルバー人材センターに委託し、里山景観の維持・保全を図るものであります。

本事業について、県の補助金の決定が5月初めにあったため、早い時期に草刈り作業が開始されるよう、業務委託の経費について専決処分をさせていただいたものであります。

以上で議案第56号から議案第58号までの3議案の説明をさせていただきます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

専決処分の議案でありますので、討論を省略します。

これから議案第56号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第57号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第58号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第59号～議案第65号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第9、議案第59号 平成28年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）から日程第15、議案第65号 平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第59号から議案第65号までの7議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第59号 平成28年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書は31ページから34ページです。歳入歳出補正予算事項別明細書で説明します。

3ページをお開きください。

補正前の予算額29億3,375万4,000円に対しまして、今回2,970万3,000円を増額し、補正後の予算総額を29億6,345万7,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書4ページをお開きください。

主なものをご説明申し上げます。

11款分担金及び負担金、1項分担金、1目1節林業費分担金15万円の増額は、治山事業の

事業費の増嵩に伴い、受益者分担金について増額補正するものであります。受益者が15万円増額になったということでもあります。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金の防災・安全交付金1,640万8,000円の増額は、村道新宿古殿線舗装補修事業、村道江堀那倉線ほか1路線舗装補修事業について、国の配分額が決定による増額分です。増額になったようであります。

14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金477万7,000円のうち、中山間地域等直接支払交付金139万2,000円、多面的機能支払交付金24万3,000円は、参加集落が1集落追加になったことによる増額です。東野の大石草だそうです。増額になったことによる追加分であります。東日本大震災農業生産対策交付金314万2,000円は、戸草の自給飼料組合に対する飼料生産機械導入のための交付金です。これはそのまま補助金が村を素通りして、生産者に行きます。314万2,000円です。

14款1項寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興費寄附金のふるさとづくり寄附金は、小川義則様、高木啓治様の2名の方々からの寄附金であります。同じく2目1節教育費寄附金は、職員であった須藤健様、鈴木ひろ子様からの寄附金であります。さらに3目1節農林水産業費寄附金は同じく職員の円井智子様からの寄附金であります。

5ページです。

19款諸収入、5項1目1節雑入120万円は、日本赤十字社からの車両購入費補助金であります。

20款村債です。

議案書の34ページの第2表、地方債補正をあわせてごらんください。

1項村債、1目1節辺地対策事業債の藪地区農業基盤整備促進事業債50万円、村道新宿古殿線舗装補修事業債420万円、村道江堀那倉線・村道江堀牧野線舗装補修事業債280万円の増額及び大久保大根屋敷地区農業基盤整備促進事業債60万円、スクールバス整備事業債の減額は、これらの事業に対する平成28年度の国の配分額確定により、事業規模または計画変更等になったことによる変更を行うものであります。

同じく2目1節過疎対策事業債の過疎地域自立促進特別事業債10万円の減額は、高校生通学支援事業の予算額確定によるものであります。

歳出です。

各款とも2節給料、3節職員手当等4節共済費などは、職員の人事異動等に伴うものであ

ります。

6ページをお開きください。

6ページ、2款総務費です。1項総務管理費、5目財産管理費、25節積立金11万6,000円はふるさと納税による寄附金及び省エネ住宅ポイント復興寄附金、ふるさとづくり基金、東日本大震災復興基金にそれぞれ積み立てするものであります。

7ページです。

同じく2項徴税費、2目賦課徴収費、13節委託料48万3,000円の増額は、固定資産税に係る標準宅地の鑑定評価業務にかかわる経費について評価地点数を33地点から38地点にするための増額であります。平均の密度が高くなるということだね、これね。5地点を増額したということです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費ですが、8ページをお開きください。

18節備品購入費314万6,000円は、日本赤十字社車両購入費補助金を受け、公用車1台を購入するものであります。

同じく2項児童福祉費、4目保育園費、8節報償費の内科医報償10万円は、保育園の内科健診を医療機関に依頼するためのものであります。

同じく5目こどもセンター費、11節需用繕費の9万3,000円は、保育園1階フロアに火災報知器ベルを増設するためのものであります。

9ページをごらんください。

4款衛生費です。1項保健衛生費、4目環境衛生費、10ページです、10ページの28節繰出金の118万3,000円の増額は、簡易水道事業において消費税の課税が見込まれることになったことによる繰出金の増額分であります。

同じく5目診療所費、28節繰出金の国民健康保険特別会計直診勘定313万円の減額は、医師業務委託料が減額となることによる繰出金の減額分であります。

6款農林水産業費です。1項農業費、3目農業振興費、8節報償費の大豆振興対策報償品63万3,000円の増額は、大豆加工品の消費拡大PRのため6月の納税表彰式、納税組長会議において、村内全世帯に達者の味噌を配布するためのものであります。同じく19節負担金、補助金及び交付金317万6,000円のうち、東日本大震災農業生産対策交付金314万2,000円は、戸草自給飼料組合に対する飼料生産機械導入のための国の交付金であります。

11ページをごらんください。

同じく10目です。多面的機能維持支援費19節負担金、補助金及び交付金218万2,000円は、

中山間地域等直接支払事業費及び多面的機能支払事業費に1集落が追加となったことによる増額分であります。

同じく2項林業費、1目林業総務費、25節積立金の館山公園整備推進事業基金10万円は、林業費給付金を同基金に積み立てするものであります。

同じく2目林業振興費、15節工事請負費80万円の増額は、本坂地内の治山施設工事で労務単価等の増嵩により事業費が増加したことによる増額分であります。

12ページをお開きください。

8款土木費です。2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、15節工事請負費2,344万円の増額は、村道新宿古殿線舗装補修工事1,400万円、村道江堀那倉線ほか1路線舗装補修工事944万円で、国の補助が増額配分となったことによる増額分であります。

13ページをごらんください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、28節繰出金の奨学基金繰出金20万円は、教育費寄附金を同基金に積み立てするため繰り出すものであります。

同じく3項中学校費、1目学校管理費、18節備品購入費13万円は、これまでNTTで設置していた公衆電話が撤去されたことに伴い、独自に設置するための費用であります。

次に、議案第60号です。

議案第60号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は35ページ、36ページ、事項別明細書で説明します。

事項別明細書は19ページをお開きください。

補正前の予算額5億1,271万4,000円に対し、今回75万4,000円を増額し、補正後の予算総額を5億1,346万8,000円とするものであります。

事項別明細書の20ページをお開き願います。

歳入です。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は2,407万7,000円を減額補正します。同じく2節後期高齢者支援金分現年課税分は76万4,000円の減額。同じく3節介護納付金分現年課税分は53万2,000円のこれは増額であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は118万4,000円を減額補正します。同じく2節後期高齢者支援金分現年課税分は46万2,000円の減額。

3節介護納付金分現年課税分は17万7,000円の減額であります。

3款1項1目療養給付費の交付金、2節過年度372万3,000円の増額は、療養給付費交付金の平成27年度実績によるものであります。

21ページをごらんください。

8款繰入金です。2項基金繰入金、1目保険給付費支払準備基金繰入金、1節繰入金は保険給付費支払準備基金から2,300万円を繰り入れするもので、保険税の減額補正分に充当するためのものであります。

次に、歳出の補正です。

事項別明細書22ページをごらんください。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費の財源の内訳、一般財源分から特定財源に372万3,000円の変更を行うものであります。

次に、議案第61号です。平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は37ページ、38ページ。事項別明細書は25ページをお開き願います。事項別明細書で説明します。

補正前の予算が7,183万8,000円に対しまして、今回313万円を減額し、補正後の予算額を6,870万8,000円とするものであります。

事項別明細書26ページをごらんください。

歳入において、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金で、運営費繰入金313万円を減額します。

歳出において、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料786万円を減額し、18節備品購入費で患者輸送車1台460万円を増額補正するものであります。

次に、議案第62号です。平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

ご説明を申し上げます。

議案書は39ページ、40ページ。事項別明細書は29ページをごらんください。

補正前の予算1億6,020万6,000円に対しまして、今回108万3,000円を増額し、補正後の予算額を1億6,128万9,000円とするものであります。

30ページをお開き願います。

歳入です。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金で、118万3,000円を増額します。

歳出においては、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、27節公課費で消費税分

100万円を増額補正するものであります。

次に、議案第63号です。平成28年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）です。
ご説明を申し上げます。

議案書は41ページ、42ページ。事項別明細書は33ページをお開きください。

補正前の予算額を4億4,947万7,000円に対しまして、今回5万2,000円を増額し、補正後の予算額を4億4,952万9,000円とするものであります。

34ページをごらんください。

歳入において、一般会計から5万2,000円を繰り入れし、歳出において同額を増額するものであります。人件費の所要額について増額補正するものであります。

次に、議案第64号 平成28年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は43ページ、44ページ。事項別明細書の37ページをごらんください。

補正前の予算額1,379万8,000円に対しまして、今回36万3,000円を増額し、補正後の予算額を1,416万1,000円とするものであります。

事項別明細書38ページ、お開きください。

歳入において、4款諸収入、2項1目1節雑入で、平成25年、26年度分の東京電力賠償金について、当初予算80万円に対しまして、36万3,000円を増額し、歳出において同額を予備費に増額補正するものであります。

次に、議案第65号 平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書45ページ、46ページ。事項別明細書は39ページをごらんください。

補正前の予算額1億591万2,000円に対し、今回49万5,000円を増額し、補正後の予算額を1億640万7,000円とするものであります。

事項別明細書40ページをごらんください。

歳入において、一般会計からの運営費繰入金49万5,000円を増額し、歳出において人事異動による人件費の所要額を増額及び減額補正するものであります。

以上で、議案第59号から65号までの7議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は各常任委員会での議案調査。

9日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時04分)

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成28年第3回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年6月9日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第59号 平成28年度鮫川村一般会計補正予算(第2号)
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第60号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算
(第1号)
質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第61号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算
(第1号)
質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第62号 平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
質疑、討論、採決
- 日程第 5 議案第63号 平成28年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第1号)
質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第64号 平成28年度鮫川村交流施設特別会計補正予算(第1号)
質疑、討論、採決
- 日程第 7 議案第65号 平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第1号)
質疑、討論、採決
- 日程第 8 発議第 3号 福島の復興のため不可欠な警察官増員措置の継続を求める意見書
の提出について
趣旨説明、質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1 番	遠 藤 貴 人 君	2 番	堀 川 照 夫 君
3 番	北 條 利 雄 君	5 番	関 根 英 也 君
6 番	京 條 英 征 君	7 番	前 田 雅 秀 君
8 番	関 根 政 雄 君	9 番	前 田 武 久 君
10 番	宗 田 雅 之 君	11 番	星 一 彌 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	大 樂 勝 弘 君	副 村 長	白 坂 利 幸 君
教 育 長	奥 貫 洋 君	総 務 課 長	石 井 哲 君
企 画 調 整 課 長	鏑 木 重 正 君	住 民 福 祉 課 長	鈴 木 眞 理 子 君
農 林 課 長 農 業 委 員 会 長	村 山 義 美 君	地 域 整 備 課 長	渡 邊 敬 君
教 育 課 長	鈴 木 守 弘 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 長	齊 藤 利 己	書 記	矢 吹 かおり
---------	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第59号～議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第59号 平成28年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）から日程第7、議案第65号 平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号 平成28年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号 平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第63号 平成28年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第64号 平成28年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第65号 平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第8、発議第3号 福島の復興のため不可欠な警察官増員措置の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 本案は、4月27日に行われました東白川地方町村議会議長会第1回定例会の決議を受け、本村議会として警察官増員措置の継続を求める意見書を提出するものがあります。提案者及び賛成者を代表いたしまして、別紙の意見書案を朗読し、趣旨説明にかえさせていただきます。

福島県においては、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から5年が経過しても未だに避難や事故の処理に甚大な影響が続いているところであるが、避難指示区域等の再編、復興公営住宅や道路網の整備、中間貯蔵施設の設置運用、広域にわたる除染作業等、復興に向けた動きが進みつつあるほか、人口流動や物流の活発化が見られる。

福島県警察では、国の施策により、平成28年度には240名の期限付き増員措置を認められ、全国警察からウルトラ警察隊員の出向を受けるなどして、治安や交通の安全など、復興の最も重要な基盤ともいえる安心安全の確保に尽力している。

しかし、この増員措置は平成28年度までとされており、その後の見通しは国から示されていない。

避難指示区域・旧避難指示区域はもとより、県内各地の安心安全が損なわれれば、住民の帰還・定住、放射性物質の処理をはじめとする復興の大きな妨げとなりかねない。

このため、国に対し、福島県警察の警察官増員措置を平成29年度以降も現行と同様の規模で継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月9日、内閣総理大臣様、復興大臣様、国家公安委員会委員長様、警察庁長官様ということで意見書を申し上げたいというご提案をいたします。

よろしくご審議の上、ご賛同くださりますようお願い申し上げます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号 福島の復興のため不可欠な警察官増員措置の継続を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（星 一彌君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第3回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前10時11分)

上記会議次第は事務局長斉藤利己の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成28年6月9日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 関 根 英 也

署 名 議 員 京 條 英 征